

建築物のバリアフリー化のための 地方公共団体の**条例**・**取組事例集**

2023(令和5)年 3月

国土交通省住宅局

参事官(建築企画担当)付

はじめに

2014年1月の障害者権利条約の批准、2016年4月の障害者差別解消法の施行、2021年に開催された2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、全ての国民が共生する社会、いわゆる「共生社会」の実現を目指し、全国においてバリアフリー化を加速させ、「一億総活躍社会」の実現に向けた取組が進められているところです。

障害者権利条約については、2022年8月に国連障害者権利委員会による対日審査が行われ、施設のアクセシビリティの確保についての勧告がされたところです。また、障害者差別解消法は2021年6月の改正により、事業者による合理的配慮の提供が義務化され、2024年4月より施行されます。このような背景から、建築物のバリアフリー化についてもより一層の取組が求められています。

国土交通省においては、2020年5月にバリアフリー法を改正し、新たに公立小中学校のバリアフリー化の義務付けを行ったほか、2021年3月に「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を改正し、小規模店舗や重度の障害者等に配慮した考え方・留意点の充実を図ったところです。

建築物のバリアフリー化については、地方公共団体による地域の実情に応じた取組も重要な役割を担っています。バリアフリー法に基づき、地方公共団体は条例により義務付け対象の拡大や基準の付加を行うことができ、2022年10月現在、20の地方公共団体においてバリアフリー法に基づく条例が定められています。

本事例集は、地方公共団体の皆様による建築物のバリアフリー化に関する取組を後押しするため、バリアフリー法に基づく条例制定のメリットをご紹介するとともに、先進的な地方公共団体による条例やバリアフリー情報の発信、当事者参画等の制度の事例を収集したものです。

地方公共団体の皆様におかれましては、本事例集の活用により、バリアフリー法に基づく条例の制定の積極的な検討をはじめ、地域に根差したバリアフリー施策の展開により、全ての人によって使いやすい建築物の整備と、誰もが安心して快適に利用できる環境の実現へご協力いただきますようお願いいたします。

2023（令和5）年3月

目次

I. バリアフリー法と法に基づく条例の概要 …………… 1

1. バリアフリー法（建築物分野）の概要について
2. 近年の法令改正の概要について
3. バリアフリー法に基づく条例について
4. 特別特定建築物の義務付け対象規模の設定状況
5. 特定建築物の義務付け対象の追加及び義務付け対象規模の設定状況
6. 建築物特定施設の構造及び配置に関する基準の付加（強化・追加）状況

II. 地方公共団体の条例・取組事例集 …………… 19

1. 岩手県 ひとにやさしいまちづくり条例
2. 山形県 みんなにやさしいまちづくり条例
3. 埼玉県 高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
4. 東京都 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例
5. 世田谷区 高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例
6. 練馬区 福祉のまちづくり推進条例
7. 神奈川県 みんなのバリアフリー街づくり条例
8. 横浜市 福祉のまちづくり条例
9. 川崎市 福祉のまちづくり条例
10. 石川県 バリアフリー社会の推進に関する条例
11. 長野県 福祉のまちづくり条例
12. 高山市 誰にもやさしいまちづくり条例
13. 京都府 福祉のまちづくり条例
14. 京都市 建築物等のバリアフリーの促進に関する条例
15. 大阪府 福祉のまちづくり条例
16. 兵庫県 福祉のまちづくり条例
17. 鳥取県 福祉のまちづくり条例
18. 徳島県 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例
19. 熊本県 高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例
20. 大分県 福祉のまちづくり条例

I. バリアフリー法と法に基づく条例の概要

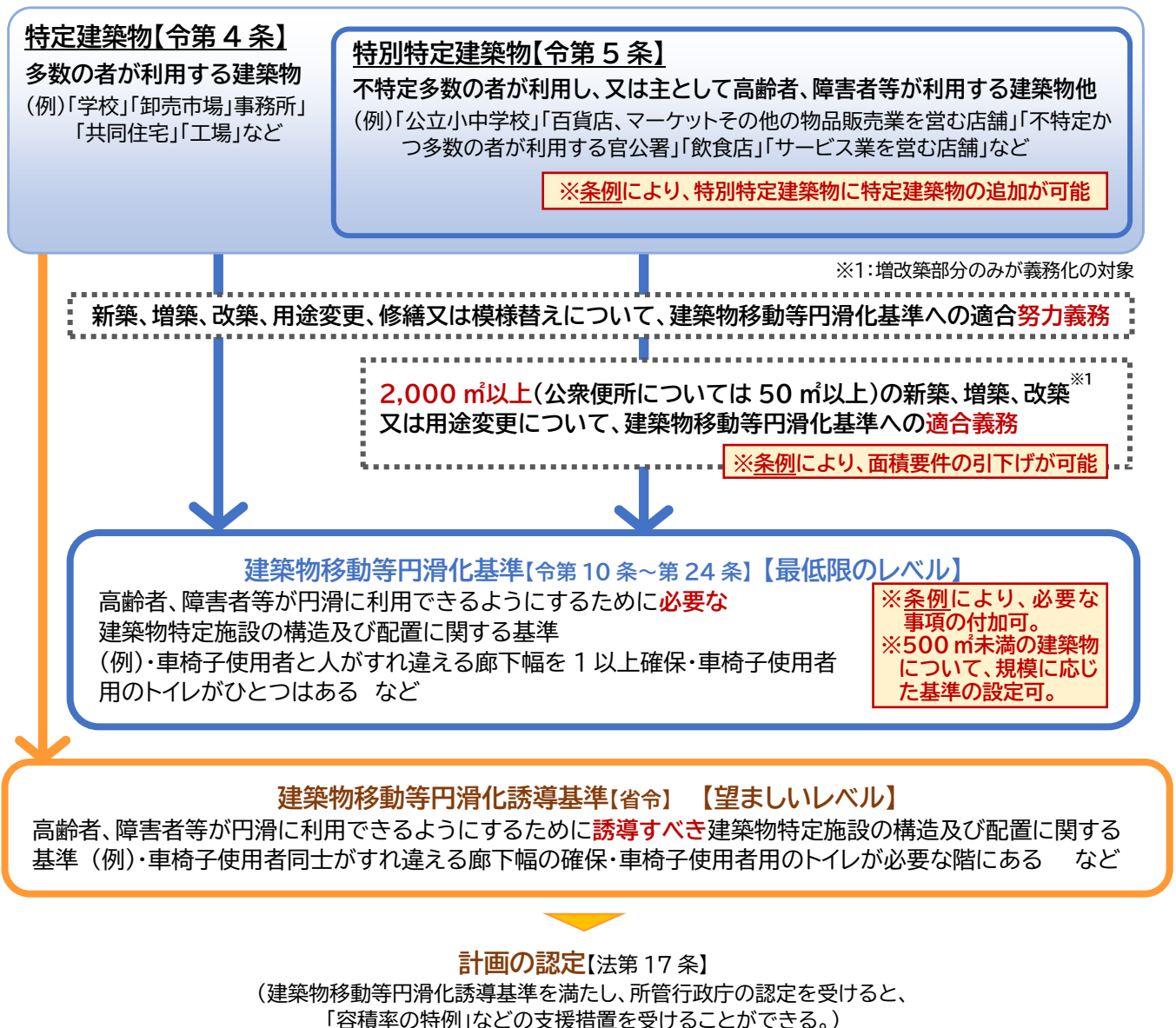
1. バリアフリー法（建築物分野）の概要について

① 建築物に関するバリアフリー法のしくみ

バリアフリー法においては、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物等（特別特定建築物）で一定の規模以上のものに対して建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けています。また、多数の者が利用する建築物（特定建築物）に対しては同基準への適合に努めなければならないこととしています。

さらに、高齢者、障害者等がより円滑に建築物を利用できるようにするため誘導すべき基準として、建築物移動等円滑化誘導基準を定めています。

■バリアフリー法（建築物分野に限る）の概要



② バリアフリー法の対象となる建築物

バリアフリー法では、多数の者が利用する建築物を特定建築物、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物等のうち、移動等円滑化が特に必要な建築物を特別特定建築物と定義しています。特別特定建築物の2,000㎡以上（公衆便所は50㎡以上）の新築、増築、改築及び用途変更では、建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けています。

また、条例により、義務付ける対象の建築物の対象用途や規模を付加することができることとしており、地域の実情に即して、バリアフリー化を推進しているところです。

■バリアフリー法の対象となる建築物について

特定建築物 <small>(新築、増築、改築、用途変更、 修繕又は模様替えについて、 建築物移動等円滑化基準への適合努力義務)</small>	条例で 追加可能	特別特定建築物 <small>(2,000㎡以上（公衆便所については50㎡以上）の 新築、増築、改築又は用途変更について、 建築物移動等円滑化基準への適合義務)</small>
1.学校		1.小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの又は特別支援学校
2.病院又は診療所		2.病院又は診療所
3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場		3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4.集会場又は公会堂		4.集会場又は公会堂
5.展示場		5.展示場
6.卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		6.百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7.ホテル又は旅館		7.ホテル又は旅館
8.事務所		8.保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9.共同住宅、寄宿舍又は下宿		
10.老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの		9.老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
11.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		10.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
12.体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場		11.体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはポーリング場又は遊技場
13.博物館、美術館又は図書館		12.博物館、美術館又は図書館
14.公衆浴場		13.公衆浴場
15.飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		14.飲食店
16.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		15.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
17.自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの		
18.工場		
19.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		16.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
20.自動車の停留又は駐車のための施設		17.自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
21.公衆便所		18.公衆便所
22.公共用歩廊		19.公共用歩廊

2. 近年の法令改正の概要について

① 公立小中学校の特別特定建築物への追加 (2020.10.2 公布、2021.4.1 施行)

■背景

- 改正バリアフリー法 (2020.5.20 公布) により、一定規模以上の建築をしようとするときに建築物移動等円滑化基準適合義務の対象となる特別特定建築物の範囲が拡大されました。

■概要

○公立小中学校等を特別特定建築物に追加

- 特別特定建築物として、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のものを追加しました。

政令新旧 (抄)

新	旧
(特別特定建築物) 第五条 一 <u>小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（第二十三条において「公立小学校等」という。）又は特別支援学校</u>	(特別特定建築物) 第五条 一 特別支援学校

② 小規模建築物に対応した移動等円滑化基準の整備による条例制定の促進

(2020.12.9 公布、2021.10.1 施行)

■背景

- 建築物移動等円滑化基準は、全国一律で適合義務のかかる 2,000 m²以上の特別特定建築物を想定した基準となっており、条例で適合義務の対象となる建築物の規模を引き下げた場合でも、一律に同じ基準が適用されていました。 ※例) 規模の大小に関わらず、一律の通路幅が必要等
- このため、小規模な建築物においては過度な負担となる場合があり、結果として、条例制定による対象規模の引き下げが進みにくくなっていました。

■概要

○条例で 500 m²未満の規模の建築物を義務付け対象とする場合に、その規模に見合った「建築物移動等円滑化基準」を柔軟に設定できるよう見直し

- 高齢者、障害者等が利用する居室までの経路の一以上は、バリアフリー化（段差の解消、出入口の幅・通路幅の確保等） 幅の例：通路の幅員 90cm（中大規模の場合は 120cm）
- 車椅子利用者便所や車椅子利用者駐車場の基準は、地域の実情に応じて、地方公共団体が条例で定めることが可能。

③ 「劇場等の客席」の建築物特定施設への追加 (2022.3.31 公布、2022.10.1 施行)

■背景

- ・劇場、観覧場等の客席については、当事者参画のもと策定した「建築設計標準（客席追補版）」（2015 年公表）の周知を通じ、バリアフリー化が一定程度進んでいるものの、バリアフリー法上の対象施設（建築物特定施設）には非該当でした。
- ・東京オリンピック・パラリンピック大会を契機に、客席のバリアフリー化に対するニーズが高まっていることに加え、地方公共団体からも条例での義務対象化を可能とする制度改正提案がなされました。

■概要

○「劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂の客席」を建築物特定施設に追加

- ・地方公共団体が、地域の実情等を踏まえて、劇場等の客席のバリアフリー化を条例で義務付けることが可能になりました。

○「劇場等の客席」に対する移動等円滑化誘導基準を設定

- ・「建築設計標準」「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」等を勘案し、新たに移動等円滑化誘導基準を設定しました。
- ・移動等円滑化誘導基準に適合する建築物に対する容積率の特例措置※等を通じて、バリアフリー化を推進しています。

※バリアフリー化に伴う増加分を容積率計算上、控除

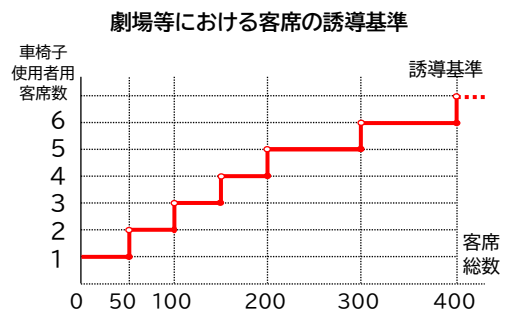
移動等円滑化誘導基準

車椅子使用者用客席の割合 ※客席総数に応じて段階的に設定（2,000 以下は、客室の基準と同じ）

- ・客席総数の 2%以上（総客席数～200）
- ・客席総数の 1%+2 以上（総客席数 201～2,000）
- ・客席総数の 0.75%+7 以上（総客席数 2,000～）

車椅子使用者用客席の要件

- ・幅 90cm×奥行 120cm 以上で区画された、平らな床
- ・同伴者用の客席又はスペースを隣接して設置
- ・客席総数 200 超の場合には、2 か所以上に分散して配置
- ・舞台等を容易に視認できる構造（サイトラインの確保）



3. バリアフリー法に基づく条例について

① バリアフリー法に基づく条例の概要

バリアフリー法第 14 条第 3 項に基づき、地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、国の定めた措置のみでは、建築物のバリアフリー化が十分には達成できないと判断した場合は、条例により、対象区域を設定して、以下の措置を講じることが可能です。

○義務付け対象用途の追加

…義務付け対象用途に政令上、特別特定建築物に含まれていない特定建築物用途を追加すること

○義務付け対象規模の引下げ

…義務付け対象規模を、政令の規模(原則 2,000 m²)未満に設定すること

○移動等円滑化基準への必要な事項の追加

…建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を付加すること

2022.10.1 現在、バリアフリー法第 14 条第 3 項に基づく条例を制定している地方公共団体は、計 20 団体となっています。

バリアフリー法に基づく条例制定自治体

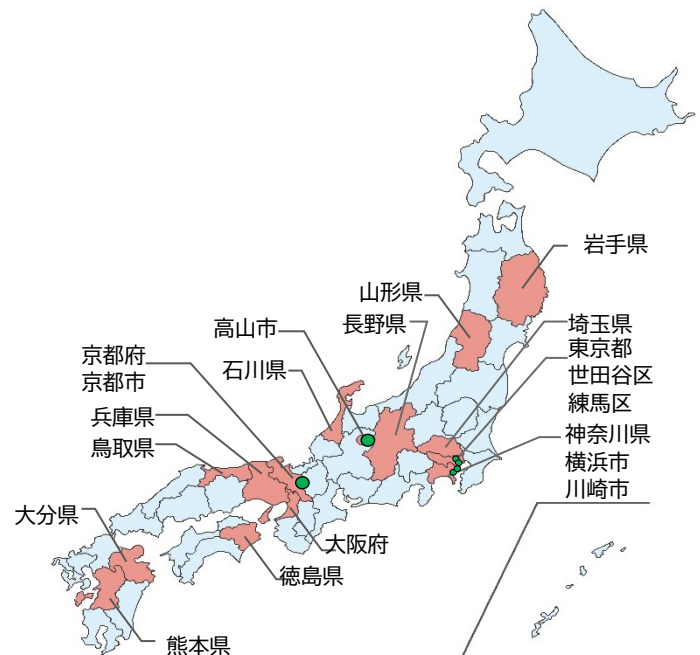
■都道府県 (14)

岩手県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、長野県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、大分県、熊本県

■市区町村 (6)

東京都世田谷区、東京都練馬区、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、岐阜県高山市、京都府京都市

条例の制定・改正に必要な基礎調査等には、p.10 で紹介するバリアフリー環境整備促進事業を活用することが可能です。



移動等円滑化の促進に関する基本方針 (建築物関係部分抜粋)

七 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

1 (2) 国の講ずべき措置 (地方公共団体に対する助言・指導、設備投資等に対する支援、情報提供の確保及び研究開発等)

(略)、また、建築物の移動等円滑化に関しては、国は、地方公共団体が、条例を定めることにより、義務付け対象となる用途の追加及び規模の引下げ並びに基準の強化を行っている状況について、地方公共団体に対して情報提供するものとする。

2 地方公共団体の責務及び講ずべき措置

(略) なお、建築物の移動等円滑化に関しては、地方公共団体が所要の事項を条例に定めることにより、対象区域を設定して義務付け対象となる用途の追加及び規模の引下げ並びに基準の強化をすることで地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなっているので、積極的な活用に努めることが必要である。(略)

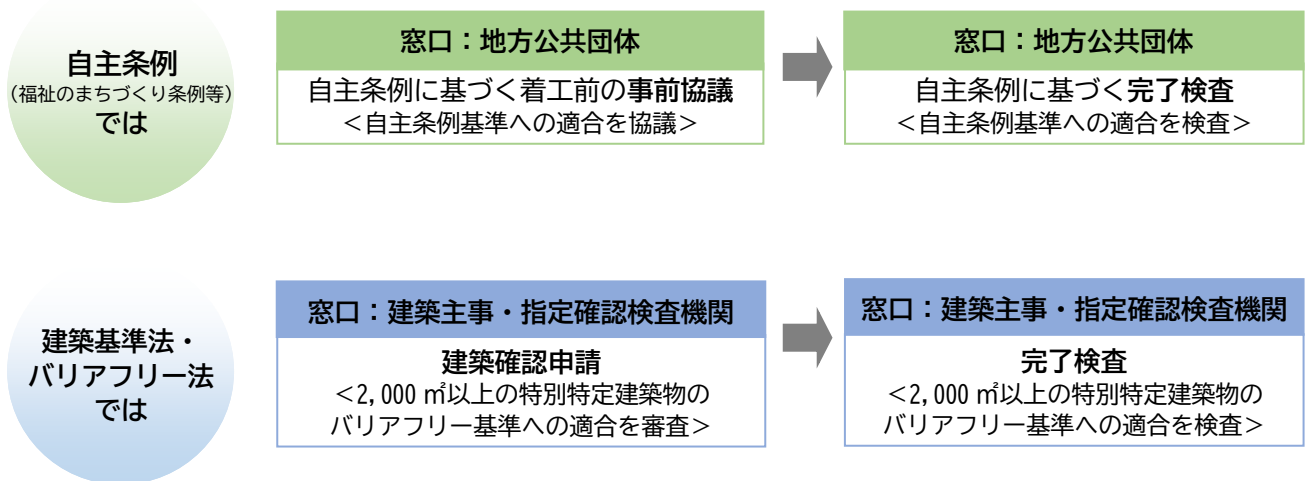
② バリアフリー法に基づく条例制定のメリット

条例制定のメリット その1

バリアフリー法に基づく条例(委任条例)の規定は、建築基準法の建築基準関係規定となるため、民間の指定確認検査機関等の建築確認審査において、基準適合の実効性が担保されます。

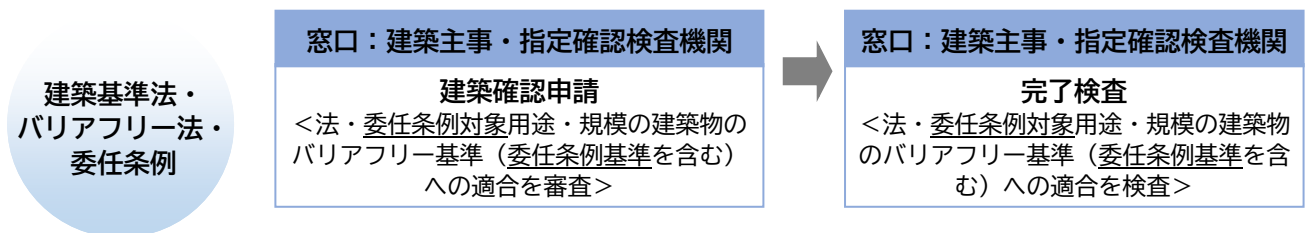
■バリアフリー法委任条例化による事務負担の効率化イメージ

①自主条例制定自治体におけるバリアフリー基準への適合状況のチェック



②委任条例化による手続きの一本化

委任条例の基準について、自主条例の手続きを免除すること等によりの審査や完了検査の手続きの一本化を図ることができます。



●委任条例で審査される基準について、自主条例の手続きを免除している事例：東京都

- 東京都福祉のまちづくり条例(抄) ※バリアフリー法の委任規定を別条例で制定(届出)
 第18条 特定整備主は、第14条第2項各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、工事に着手する前に知事に届け出なければならない。ただし、法令又は都の他の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている事項については、この限りでない。

条例制定のメリット その2

義務付け対象規模の引下げや対象用途の追加など、地域の実情に応じたきめ細やかな基準を設定することができるようになります。

(例) 小規模な建築物や共同住宅のバリアフリー化を義務付け

○委任条例の概要

●建築基準条例や関連する施策を踏まえ、その他の用途を義務付け対象に追加

- ・多数の者が利用する建築物で、建築基準条例においても同様の理由で基準を強化している用途を付加。
- ・総合計画で保育環境や教育環境の整備の推進が位置付けられており、公共性の高い学校や保育所等の施設を付加。
- ・生活の基盤であり建築物のストックを確保することが社会的に求められていること、高齢社会の進展から住生活における安全・安心の確保が求められていることから共同住宅を付加。

●地域の建築物の規模等の状況を踏まえ、義務付け対象規模を引下げ

- ・住宅地割合が高く、土地の細分化や用途地域制限等により敷地が狭いことを踏まえ、一部の用途について対象規模を引下げ。
- ・比較的、小さな店舗やテナントビルも多いという特性を鑑み、小規模な店舗（例：200㎡以上）を義務付けの対象とするため、対象規模を引下げ。
- ・当該地方公共団体内の建築物を調査し、その結果（規模）を踏まえ、対象規模を3段階に引下げ。
- ・公益施設の床面積の合計は2,000㎡未満のものが多く、法の実効性を持たせるため、一部の用途について対象規模を引き下げ。
- ・床面積2,000㎡未満のものが多くという特性を鑑み、共同住宅の対象規模を引下げ。
- ・高齢者世帯の居住率が高い共同住宅の対象規模を引下げ。

●地域の建築物の利用者等の状況を踏まえ、義務付け対象規模を引下げ

- ・不特定多数の者が日常生活でよく利用する店舗用途の対象規模を引下げ。
- ・施設利用者（高齢者、障害者等）及び施設提供者の意見を反映し、用途を追加。
- ・建築主が主として公共団体等である用途、多数の高齢者、障害者等が利用する用途の対象規模を引下げ。
- ・自主条例の義務付け対象規模と合わせて、一部の用途の建築物の対象規模を引下げ。

●地域の高齢者、障害者等の要望や気候や特性を踏まえ、移動等円滑化基準に必要な事項を追加

- ・団体の要望を踏まえ、一定規模以上の施設の便所に大人用ベッド、乳幼児ベッドの設置の基準を追加。
- ・雪対策として出入口への屋根、庇の設置の基準を追加。
- ・積雪寒冷地であることに配慮して、利用等円滑化経路：直接地上へ通じる出入口、傾斜路の基準を追加。
- ・観光地の特性を重視して、「ホテル又は旅館の客室」及び「浴室等」の基準を追加。

●義務付け対象用途の追加及び規模の引下げを実施している事例：徳島県

- **全ての学校**(1,000㎡以上)を義務付け対象に追加。
- 病院、診療所、保健所等の義務付け対象規模を1,000㎡に**引下げ**。

●用途に応じた基準を追加している事例：東京都

- ホテル・旅館の義務付け対象規模を1,000㎡以上に引下げ、**一般客室のバリアフリー基準を追加**
 - ・共用部の基準（一般客室までの経路）
 - ・一般客室内の基準（客室出入口幅、便所及び浴室等の出入口幅、階段又は段なし、等）
- 2,000㎡以上の共同住宅について、道等から住戸までの経路（「特定経路」）のバリアフリー化を義務付け

●小規模店舗の義務付けを行っている事例：大阪府

- 物品販売業・サービス業を営む店舗、飲食店について、200㎡に**引下げ**。

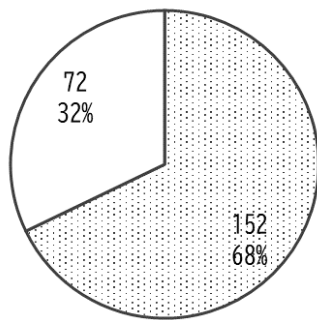
○条例制定の効果について

2022年度に実施した小規模店舗（床面積の合計500㎡未満）のバリアフリー化実態調査において、バリアフリー法の委任条例を制定し義務化対象規模を200㎡以上、300㎡以上などに引き下げている地域と、その他の地域を比較したところ、調査対象基準※全てに対応している建築物の割合は、義務化対象規模の引下げを実施している地域では68%（図左）であるのに対し、その他の地域では42%（図右）にとどまっています。

※調査対象基準：段差、出入口等

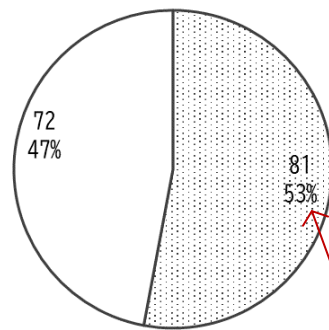
また義務化対象規模を引き下げている地域において義務化対象外の建築物に限定した場合の適合率は53%（図中）であり、その他の地域の適合率（図右、42%）より高くなっており、地方公共団体による委任条例制定による**対象規模の引下げは、義務化対象外の小規模店舗のバリアフリー化にも一定の波及効果**があると考えられます。

■条例で対象規模の引下げを実施している地方公共団体における、調査対象基準全てを満たしている件数・割合（n=224（不明1を除く。））



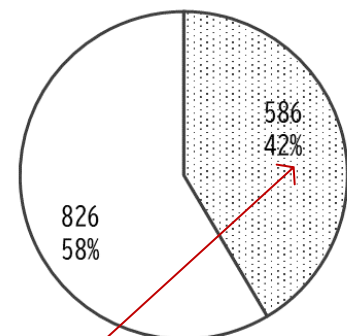
□全てを満たす □不適合

■条例で対象規模の引下げを実施している地方公共団体における、調査対象基準全てを満たしている件数・割合（義務化対象外）（n=153（不明1を除く。））



□全てを満たす(条例対象外)
□不適合

■条例で対象規模の引下げを実施していない地方公共団体における、調査対象基準全てを満たしている件数・割合（再掲、n=1,412）



□全てを満たす
□不適合

約1割の差

●出典：第4回「建築設計標準フォローアップ会議」資料をもとに作成
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku.house.tk_000150.html

○条例を定めている地方公共団体の意見

- ・法では対応できない狭小敷地などに建設される特定建築物の整備が進み、着実に地域全体のユニバーサルデザインに基づくまちづくりが推進されています。
- ・大規模建築物のみならず、小規模な物販店、飲食店等においてもバリアフリー化が促進され、県内の利用者をはじめとし、他県からの来訪者からも「バリアフリー設備が充実しているため、安心して滞在できる」等のご意見をいただくなど、着実に福祉のまちづくりが推進されている。
- ・当事者のニーズを踏まえ、県独自の整備基準を付加できた。

条例制定のメリット その3

バリアフリー法に基づく条例を策定した区域では、国のバリアフリー環境整備促進事業を活用して小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援することが可能です。

バリアフリー環境整備促進事業は、バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定や、基本構想等に従って行われる移動システム等（スロープ、エレベーター等）の整備並びに認定特定建築物等への移動システム等の整備に対し、助成を行うものです。

2022年度から、バリアフリー法に基づく条例を策定した区域では、本事業を活用して小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援することが可能になりました。

■交付対象事業者：

地方公共団体、民間事業者、協議会等

■交付率：

直接1/3、間接1/3

※民間建築物への補助は、民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助となります。（地方公共団体による補助制度の創設が必要です。）

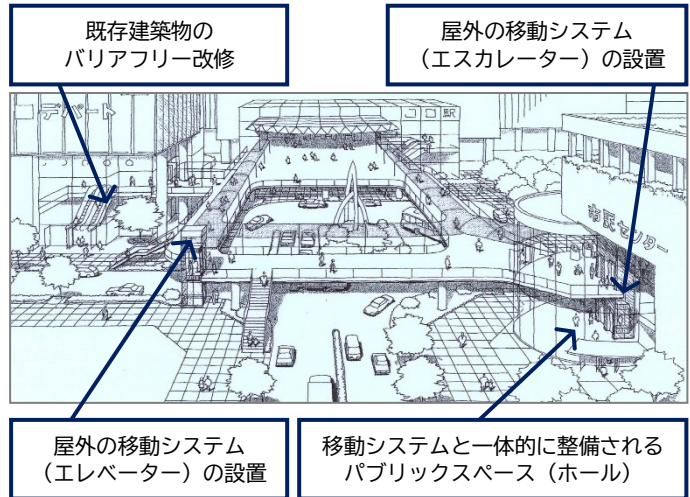
■補助対象地域

- ①三大都市圏の既成市街地等
- ②人口5万人以上の市
- ③厚生労働省事業等の実施都市
- ④都市機能誘導区域の駅周辺
- ⑤バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法に基づく条例を策定した区域

■交付内容

- ①基本構想等の策定（バリアフリー法第14条第3項に基づく条例の制定・改正に必要な基礎調査等を含む。）
- ②移動システム等整備事業
- ③認定特定建築物整備事業
- ④既存建築物バリアフリー改修事業

■交付内容のイメージ



■既存建築物バリアフリー改修のイメージ

写真の出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年3月）

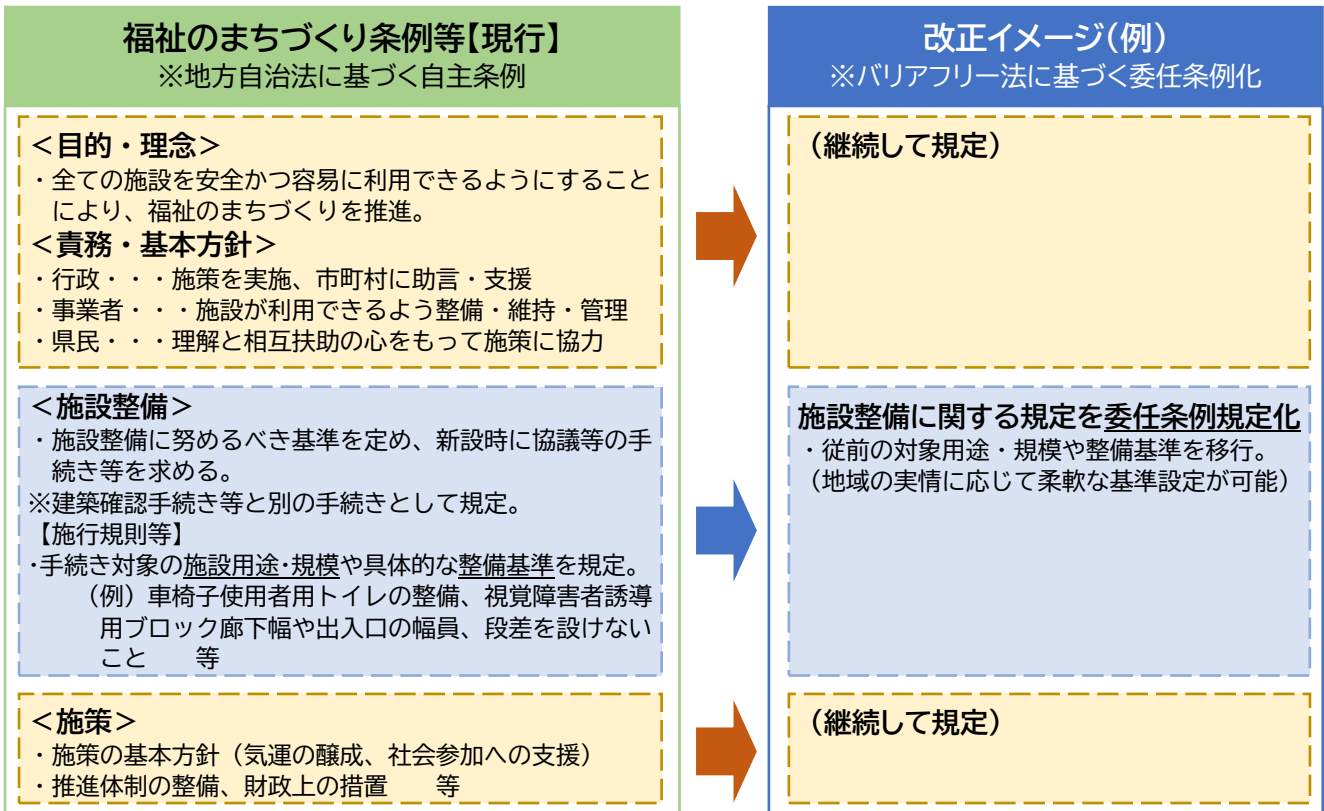


③ バリアフリー法に基づく条例（委任条例）制定・改正のイメージ

多くの道県では、バリアフリー化に関する条例として、『福祉のまちづくり条例等』（地方自治法に基づく自主条例）が定められています。

参考として、自主条例を委任条例化する場合の改正イメージの一例を示します。

■自主条例を委任条例化する場合の改正イメージ ※委任条例化を進めた地方公共団体の取組を参考に国土交通省で作成



■委任条例（又は委任規定）と自主条例の関係（2022年9月現在）

	団体数	団体名
委任条例と自主条例は一体（自主条例を改正し、新たに委任規定を追加）	12	岩手県、山形県、神奈川県、横浜市、川崎市、長野県、石川県、大阪府、兵庫県、徳島県、熊本県、大分県
委任条例と自主条例は一体（自主条例を改正し、別に定めていた委任条例と一本化）	2	練馬区、京都府
委任条例と貴団体による自主条例は、別々にある	3	埼玉県、東京都、世田谷区
その他	3	高山市、京都市、鳥取県

●自主条例から法委任条例に移行した事例：鳥取県

- 1996（平成8）年に、県独自のバリアフリー基準を規定した条例を制定し、床面積 500㎡未満の施設も含めて、建築物等のバリアフリー化の遵守義務を規定
施設用途毎に、バリアフリー化する施設の床面積を規定（病院 0㎡以上、飲食店 300㎡以上等）
- 2008（平成20）年に**法に基づく条例として全部改正**し、特別特定建築物はバリアフリー基準への適合を義務化
特別特定建築物の用途を追加（公立学校、高等学校、大学、各種学校等、共同住宅等、スポーツ練習場他）
バリアフリー基準に**独自基準を付加**（ベビーチェア、音声誘導装置の設置義務化等）
適合義務対象床面積を**引下げ**

4. 特別特定建築物の義務付け対象規模の設定状況

(2022年9月現在)

	公立小学校等、又は特別支援学校	病院又は診療所	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	集会場、又は公会堂	展示場	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	ホテル又は旅館	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る)	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	若しくはボーリング場又は遊技場	体育館(一般公共の用に供されるものに限る)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る)	博物館、美術館又は図書館	公衆浴場
政令	第5条 第一号	第5条 第二号	第5条 第三号	第5条 第四号	第5条 第五号	第5条 第六号	第5条 第七号	第5条 第八号	第5条 第九号	第5条 第十号	第5条 第十一号	第5条 第十二号	第5条 第十三号	
岩手県	2,000㎡以上	1,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上※1	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	
山形県	1,000㎡以上※1	1,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上※2	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	
埼玉県	全ての規模	全ての規模※1	全ての規模※2	全ての規模	200㎡以上	200㎡以上※3	200㎡以上	全ての規模	全ての規模	全ての規模	500㎡以上	全ての規模	200㎡以上	
500㎡以上/未満の基準	同じ	同じ	同じ	同じ	同じ	同じ	同じ	同じ	同じ	同じ		同じ	同じ	
東京都	全ての規模	全ての規模※1	1,000㎡以上	全ての規模※2	1,000㎡以上	500㎡以上	1,000㎡以上	全ての規模	全ての規模	全ての規模	1,000㎡以上	全ての規模	1,000㎡以上	
500㎡以上/未満の基準	同じ	同じ		同じ				同じ	同じ	同じ		同じ		
世田谷区	全ての規模	全ての規模※1	1,000㎡以上	全ての規模※2	1,000㎡以上	200㎡以上	1,000㎡以上	全ての規模	全ての規模	全ての規模	1,000㎡以上	全ての規模	1,000㎡以上	
500㎡以上/未満の基準	同じ	異なる		同じ		異なる		同じ	同じ	同じ		同じ		
練馬区	全ての規模	全ての規模※1	1,000㎡以上	全ての規模※2	1,000㎡以上	200㎡以上	1,000㎡以上	全ての規模	全ての規模	全ての規模	1,000㎡以上	全ての規模	1,000㎡以上	
500㎡以上/未満の基準	同じ	異なる		同じ		異なる		同じ	同じ	同じ		同じ		
神奈川県	500㎡以上	500㎡以上	1,000㎡以上	500㎡以上	1,000㎡以上	500㎡以上	1,000㎡以上	500㎡以上	500㎡以上	500㎡以上	1,000㎡以上	500㎡以上	500㎡以上	
横浜市	1,000㎡以上	全ての規模※1	300㎡以上	全ての規模※2	1,000㎡以上	300㎡以上	1,000㎡以上	全ての規模	全ての規模	全ての規模	300㎡以上※3	全ての規模	1,000㎡以上	
500㎡以上/未満の基準		同じ	同じ	同じ		同じ		同じ	同じ	同じ		同じ		
川崎市	全ての規模	全ての規模※1	1,000㎡以上	500㎡以上	1,000㎡以上	500㎡以上	1,000㎡以上	全ての規模	全ての規模	全ての規模	1,000㎡以上	全ての規模	500㎡以上	
500㎡以上/未満の基準	同じ	同じ						同じ	同じ	同じ		同じ		
石川県	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	
長野県	1,000㎡以上	1,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上※1	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	
高山市	全ての規模	全ての規模※1	500㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	500㎡以上	1,000㎡以上	全ての規模	全ての規模	全ての規模	1,000㎡以上※2	全ての規模	500㎡以上	
500㎡以上/未満の基準	同じ	同じ						同じ	同じ	同じ		同じ		
京都府	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	2,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	
京都市	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	2,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	
大阪府	全ての規模	全ての規模	500㎡以上	全ての規模※1	500㎡以上	200㎡以上	1,000㎡以上	全ての規模	全ての規模	全ての規模	1,000㎡以上	全ての規模	1,000㎡以上	
500㎡以上/未満の基準	同じ	同じ		同じ		同じ		同じ	同じ	同じ		同じ		
兵庫県	全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模	100㎡以上	100㎡以上	100㎡以上	全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模※1	全ての規模	100㎡以上	
500㎡以上/未満の基準	同じ	同じ	同じ	同じ	同じ	同じ	同じ	同じ	同じ	同じ	同じ	同じ	同じ	
鳥取県	全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模	
500㎡以上/未満の基準	同じ	同じ	同じ	同じ	同じ	同じ	同じ	同じ	同じ	同じ	同じ	同じ	同じ	
徳島県	1,000㎡以上	1,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上※1	1,000㎡以上※2	1,000㎡以上	2,000㎡以上	
熊本県	1,000㎡以上	1,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上※1	1,000㎡以上※2	1,000㎡以上	2,000㎡以上	
大分県	1,000㎡以上	1,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	2,000㎡以上	

：500㎡未満に引下げ

飲食店	店舗 銀行その他これらに類するサービス業を営む 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋	車の停車場又は船舶若しくは航空機の発着の用に供するもの	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る）	公衆便所	公共用歩廊	備考欄
第5条 第十四号	第5条 第十五号	第5条 第十六号	第5条 第十七号	第5条 第十八号	第5条 第十九号	
2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	50㎡以上	2,000㎡以上	※1 児童厚生施設を除く。
2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	50㎡以上	2,000㎡以上	※1 公立小学校等を除く。 ※2 児童厚生施設その他これらに類するものを除く。
200㎡以上	200㎡以上 ※4	2,000㎡以上	500㎡以上	50㎡以上	2,000㎡以上	※1 患者の収容施設がない診療所においては200㎡以上。 ※2 劇場、映画館又は演芸場においては500㎡以上。 ※3 コンビニエンスストア及びマーケットを除く。 物品販売業を営む店舗（コンビニエンスストアで、直接地上へ通ずる出入口のある階に売場を有するものに限る。）においては150㎡以上。 マーケットにおいては500㎡。 ※4 銀行又は郵便局においては全ての規模。
同じ	同じ					
500㎡以上	500㎡以上	全ての規模	500㎡以上	全ての規模	2,000㎡以上	（共通）当該特別特定建築物と同一敷地内の他の特別特定建築物の床面積の合計が2,000㎡以上の場合、義務付け対象規模を満たしているときのみ。 ※1 患者の収容施設を有しない診療所においては500㎡以上。 ※2 全ての集会室の床面積が200㎡以下の集会場においては1,000㎡以上
		同じ		-		
200㎡以上	200㎡以上	全ての規模	500㎡以上	全ての規模	2,000㎡以上	（共通）当該特別特定建築物と同一敷地内の他の特別特定建築物の床面積の合計が2,000㎡以上の場合、義務付け対象規模を満たしているときのみ。 ※1 患者の収容施設を有しない診療所においては200㎡以上。 ※2 全ての集会室の床面積が200㎡以下の集会場においては1,000㎡以上。
異なる	異なる	同じ		-		
200㎡以上	200㎡以上	全ての規模	500㎡以上	全ての規模	2,000㎡以上	（共通）当該特別特定建築物と同一敷地内の他の特別特定建築物の床面積の合計が2,000㎡以上の場合、義務付け対象規模を満たしているときのみ。 ※1 患者の収容施設を有しない診療所においては200㎡以上。 ※2 全ての集会室の床面積が200㎡以下の集会場においては1,000㎡以上。
異なる	異なる	同じ		-		
500㎡以上	500㎡以上	500㎡以上	2,000㎡以上	50㎡以上	2,000㎡以上	
300㎡以上	300㎡以上	全ての規模	1,000㎡以上	全ての規模 ※4	2,000㎡以上	※1 患者の収容施設がない診療所においては300㎡以上。 ※2 全ての集会室の床面積が200㎡以下の集会場においては1,000㎡。 ※3 体育館、水泳場、ポーリング場においては1,000㎡以上。 ※4 地方公共団体以外が設置するものは50㎡。（地方条例による対象規模の引下げ無し）
同じ	同じ	同じ		-		
500㎡以上	500㎡以上	全ての規模	2,000㎡以上	50㎡以上	2,000㎡以上	※1 患者の収容施設がない診療所においては500㎡以上。
		同じ				
1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	50㎡以上	1,000㎡以上	
2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	50㎡以上	2,000㎡以上	※1 児童厚生施設を除く。
500㎡以上	全ての規模 ※3	全ての規模	500㎡以上	全ての規模	2,000㎡以上	※1 患者の収容施設がない診療所においては500㎡以上。 ※2 遊技場においては500㎡以上。 ※3 郵便局、銀行に限る。理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗においては500㎡。
	同じ	同じ		-		
1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	2,000㎡以上	50㎡以上	2,000㎡以上	（共通）当該特別特定建築物と同一敷地内の他の特別特定建築物の床面積の合計が2,000㎡以上の場合、義務付け対象規模を満たしているときのみ。（事務所、共同住宅、寄宿舎又は下宿を除く。）
1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	2,000㎡以上	50㎡以上	1,000㎡以上	（共通）当該特別特定建築物と同一敷地内の他の特別特定建築物の用途面積の合計が2,000㎡以上の場合、義務付け対象規模を満たしているときのみ。（事務所、共同住宅又は寄宿舎を除く。）
200㎡以上	200㎡以上	全ての規模	500㎡以上	全ての規模	2,000㎡以上	※1 集会場にあつては、床面積が200㎡以上の集会室があるものに限る。
同じ	同じ	同じ		-		
100㎡以上	全ての規模 ※2	全ての規模	500㎡以上 ※3	全ての規模	全ての規模	※1 遊技場は100㎡以上 ※2 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗においては100㎡以上。 ※3 自動車の停留又は駐車のために供する部分の床面積の合計。
同じ	同じ	同じ		-	同じ	
全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模	※ 建築物の主たる出入口の構造に係る基準適用面積は0㎡であり、それ以外の建築物移動等円滑化基準は内容と用途により基準適用面積は、50、100、200、500、1,000、2,000、5,000㎡となる。
同じ	同じ	同じ	同じ	-	同じ	
2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	50㎡以上	2,000㎡以上	※1 児童厚生施設その他これらに類するものを除く。 ※2 ポーリング場及び遊技場を除く。
2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	50㎡以上	2,000㎡以上	※1 児童厚生施設その他これらに類するものを除く。 ※2 ポーリング場及び遊技場を除く。
2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上	50㎡以上	2,000㎡以上	

5. 特定建築物の義務付け対象の追加及び義務付け対象規模の設定状況

(2022年9月現在)

	学校（政令第5条第一号の用途を除く）	卸売市場	事務所（政令第5条第八号の用途を除く）	共同住宅、寄宿舎、下宿	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（政令第5条第九号の用途を除く）	体育館、水泳場、ボートリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場（政令第5条第十一号の用途を除く）	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、その他これらに類するもの
	第4条第一号	第4条第六号	第4条第八号	第4条第九号	第4条第十号	第4条第十二号	第4条第十五号
政令	2,000㎡以上※1	－	－	－	－	－	－
岩手県	2,000㎡以上※1	－	－	－	－	－	－
山形県	2,000㎡以上※1	－	－	－	－	－	－
埼玉県	全ての規模※1	－	－	2,000㎡以上※2	全ての規模※3	500㎡以上	500㎡以上
500㎡以上/未満の基準	同じ				同じ		
東京都	全ての規模	－	－	2,000㎡以上※1	全ての規模	1,000㎡以上	1,000㎡以上※2
500㎡以上/未満の基準	同じ				同じ		
世田谷区	全ての規模	－	－	1,000㎡以上※1	全ての規模	1,000㎡以上	1,000㎡以上※2
500㎡以上/未満の基準	同じ				同じ		
練馬区	全ての規模	－	－	1,000㎡以上※1	全ての規模	1,000㎡以上	1,000㎡以上※2
500㎡以上/未満の基準	同じ				同じ		
神奈川県	500㎡以上	－	－	2,000㎡以上※1	500㎡以上※2	－	－
横浜市	1,000㎡以上	－	－	2,000㎡以上※1	全ての規模	1,000㎡以上※2	－
500㎡以上/未満の基準					同じ		
川崎市	全ての規模	－	－	2,000㎡以上※1	全ての規模	1,000㎡以上	－
500㎡以上/未満の基準	同じ				同じ		
石川県	1,000㎡以上※1	－	－	－	－	－	－
長野県	－	－	－	－	－	－	－
高山市	全ての規模	－	－	2,000㎡以上※1	全ての規模	－	－
500㎡以上/未満の基準	同じ				同じ		
京都府	2,000㎡以上	－	3,000㎡以上	3,000㎡以上	2,000㎡以上	－	－
京都市	2,000㎡以上	－	3,000㎡以上	3,000㎡以上※1	2,000㎡以上	－	－
大阪府	全ての規模	－	－	2,000㎡以上又は20戸以上※1	全ての規模	1,000㎡以上	－
500㎡以上/未満の基準	同じ				同じ		
兵庫県	全ての規模	－	3,000㎡以上	2,000㎡以上又は21戸以上※1	全ての規模	全ての規模	－
500㎡以上/未満の基準	同じ				同じ	同じ	
鳥取県	全ての規模	－	全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模	－
500㎡以上/未満の基準	同じ		同じ	同じ	同じ	同じ	
徳島県	1,000㎡以上※1	－	－	－	－	－	－
熊本県	2,000㎡以上	－	－	－	－	－	－
大分県							

□ : 500 m²未満に引下げ

自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	工場	自動車の停留又は駐車のための施設 (政令第5条第十七号の用途を除く)	備考欄
第4条第十七号	第4条第十八号	第4条第二十号	
—	—	—	※1 幼稚園を除く。
—	—	—	※1 小学校及び中学校で国立又は私立のもの、高等学校に限る。
—	—	—	※1 幼保連携型認定こども園を含む。 ※2 共同住宅、寄宿舎に限る。 ※3 保育所に限る。
—	—	—	(共通) 当該特別特定建築物と同一敷地内の他の特別特定建築物の床面積の合計が 2,000 m ² 以上の場合、義務付け対象規模を満たしているとみなす。 ※1 共同住宅に限る。 ※2 料理店に限る。
—	—	—	(共通) 当該特別特定建築物と同一敷地内の他の特別特定建築物の床面積の合計が 2,000 m ² 以上の場合、義務付け対象規模を満たしているとみなす。 ※1 共同住宅に限る。 ※2 料理店に限る。
—	—	—	(共通) 当該特別特定建築物と同一敷地内の他の特別特定建築物の床面積の合計が 2,000 m ² 以上の場合、義務付け対象規模を満たしているとみなす。 ※1 共同住宅に限る。 ※2 料理店に限る。
—	—	—	※1 共同住宅に限る。 ※2 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設を除く。
—	—	—	※1 共同住宅に限る。 ※2 体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設のみ。(遊技場を除く)
—	—	—	※1 共同住宅に限る。
—	—	—	※1 幼稚園を除く。
—	—	—	※1 共同住宅に限る。
2,000 m ² 以上※1	—	—	(共通) 当該特別特定建築物と同一敷地内の他の特別特定建築物の床面積の合計が 2,000 m ² 以上の場合、義務付け対象規模を満たしているとみなす。(事務所、共同住宅、寄宿舎又は下宿を除く。) ※1 自動車教習所又は学習塾に限る。
2,000 m ² 以上※2	—	—	(共通) 当該特別特定建築物と同一敷地内の他の特別特定建築物の用途面積の合計が 2,000 m ² 以上の場合、義務付け対象規模を満たしているとみなす。(事務所、共同住宅又は寄宿舎を除く。) ※1 共同住宅、寄宿舎に限る。 ※2 自動車教習所又は学習塾に限る。
1,000 m ² 以上	200 m ² 以上※2	—	※1 共同住宅においては 2,000 m ² 以上又は住戸の数 20 以上、寄宿舎においては 2,000 m ² 以上又は住戸の数 50 以上に限る。下宿を除く。 ※2 自動車修理工場(不特定かつ多数の者が利用するもの)に限る。
全ての規模※2	3,000 m ² 以上	—	※1 共同住宅においては 2,000 m ² 以上又は 21 戸以上、寄宿舎については 2,000 m ² 以上又は 51 室以上に限る。下宿を除く。 ※2 自動車教習所以外は 100 m ² 以上に限る
全ての規模	—	全ての規模	※ 建築物の主たる出入口の構造に係る基準適用面積は 0 m ² であり、それ以外の建築物移動等円滑化基準は内容と用途により基準適用面積は、50、100、200、500、1,000、2,000、5,000 m ² となる。
—	—	—	※1 幼稚園を除く。
—	—	—	
—	—	—	

6. 建築物特定施設の構造及び配置に関する基準の付加（強化・追加）状況

（令第10条に定める条例対象小規模特別特定建築物の基準付加を除く）（2022年9月現在）

施行令	11	12	13	14	15			16	17		18					
	廊下等	階段	傾斜路	便所	ホテル又は旅館の客室	一般客室	車椅子使用者用客室の設置数 引き上げ	敷地内の通路	駐車場	車椅子使用者用駐車施設の設置数 引き上げ	1以上の移動等円滑化経路の設置	1 移動等円滑化経路 (段の禁止)	2 移動等円滑化経路 (出入口)	3 移動等円滑化経路 (廊下等)	4 移動等円滑化経路 (傾斜路)	5 移動等円滑化経路 (エレベーター)
岩手県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山形県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
埼玉県	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
東京都	-	○	-	○	○	○	-	-	○※1	-	○	-	○	○	○	○
世田谷区	○	○	-	○	○	○	-	○	○※1	-	○	-	○	○	○	○
練馬区	○	○	-	○	○	○	-	○	○※1	-	○	-	○	○	○	○
神奈川県	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-
横浜市	-	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○
川崎市	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-
石川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
長野県	-	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	○
高山市	-	○	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○
京都府	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○
京都市	-	○	-	○	○	○	-	-	○	○	○※1	-	○	○	○	○
大阪府	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	○	-	○
兵庫県	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	-	○	○	○	○
鳥取県	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	○	-	○
徳島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大分県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

★劇場等の客席は、2022年10月より建築物特定施設に追加 凡例：「○」条例の規定あり 「－」条例の規定なし

18	19	20	21	－	－	－	－	－	－	備考欄
2	7	標識	案内設備	案内設備までの経路	浴室等	劇場等の客席(★)	エスカレーター	出入口	条例で付加する規定の緩和	
6	7	移動等円滑化経路 (敷地内の通路)	移動等円滑化経路 (敷地内の通路)	移動等円滑化経路 (敷地内の通路)	移動等円滑化経路 (敷地内の通路)	移動等円滑化経路 (敷地内の通路)	移動等円滑化経路 (敷地内の通路)	移動等円滑化経路 (敷地内の通路)	移動等円滑化経路 (敷地内の通路)	移動等円滑化経路 (敷地内の通路)
18	2	7	標識	案内設備	案内設備までの経路	浴室等	劇場等の客席(★)	エスカレーター	出入口	条例で付加する規定の緩和
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	※ 付加された基準強化及び、基準追加はなし
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	※ 付加された基準強化及び、基準追加はなし
-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○
-	○	-	-	-	○	-	-	-	○	○
-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○
-	○	-	-	-	○	-	-	-	○	○
-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	※ 共同住宅に移動等円滑化経路の基準を適用
-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	○
-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○
-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-
○	○	-	-	○	○	○※1	-	○	○	○
-	○	-	-	○	○	-	-	-	-	○
-	○	-	○	○	○	-	○	-	○	○
○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○
-	○	-	○	○	○	-	-	-	-	○
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	※ 付加された基準強化及び、基準追加はなし
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	※ 付加された基準強化及び、基準追加はなし
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	※ 付加された基準強化及び、基準追加はなし

II. 地方公共団体の条例・取組事例集

法第 14 条第 3 項の規定に基づく委任条例の概要

制定の効果：地域の実情に応じた弾力的な運用が可能になると認識しています。

1. 委任条例の制定・改正経緯等

条例の名称	ひとにやさしいまちづくり条例（法第 14 条第 3 項の条例は第 4 章）
URL	https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/chiiki/machizukuri/1003546.html
制定年	公布：2007 年、施行：2008 年
直近の改正年	公布：2021 年、施行：2021 年
今後の改正予定	－
委任条例制定に至った理由・経緯	・バリアフリー法との連携の必要性
委任条例と自主条例との関係	・委任条例と自主条例は一体（自主条例を改正し、新たに委任規定を追加）

2. 委任条例の特徴

項目	該当	特徴など
特別特定建築物の義務付け対象規模の引き下げ	あり	<対象規模の引き下げの例> ・病院又は診療所、老人ホームその他：床面積の合計 1,000 m ² 以上。
特別特定建築物に付加する特定建築物とその規模設定	あり	<付加した特定建築物とその規模設定の例> ・幼稚園を除く学校を付加（床面積の合計 2,000 m ² 以上）。
建築物特定施設の構造及び配置に関する基準強化・追加	なし	－
500 m ² 未満の建築物に関する基準	なし	－

3. 委任条例に関連する解説・マニュアル

名称	ひとにやさしいまちづくり条例の概要
策定年または直近の改正年	2008 年
URL	https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/chiiki/machizukuri/1003546.html

委任条例以外の特徴的な取組等

1. バリアフリー促進に関する継続的な意見交換・協議の場の創出

名称	ひとにやさしいまちづくり推進協議会
設置年	2008 年
URL	https://www.pref.iwate.jp/kensei/shingikai/hofuku/yasashimachizukuri/index.html
設置の目的、条例との関係等	・ひとにやさしいまちづくりの推進に関し調査・審議するため、知事の諮問機関として、ひとにやさしいまちづくり条例第 35 条の規定に基づき設置。
近年の取組の概要	－
2021 年度の協議会等の開催回数	・1 回

2. 建築物のバリアフリー情報の公表

名称	いわてユニバーサルデザイン電子マップ
開始年	2011年
URL	https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/chiiki/machizukuri/1003531/index.html
制度創設の目的、条例との関係等	・ひとにやさしいまちづくり条例の基本的理念に則り、すべての人が安全かつ円滑に移動し、公共的施設を利用できること、及び公共的施設の管理者による継続的かつ段階的な改善を促すことを目的に運用。
主な対象建築物	・不特定多数の者が出入りするものであって、車椅子を利用する者が円滑に利用できるよう、少なくとも建物等の入口に段差が少なく、車椅子を利用する者が利用できる便所又は車椅子使用者用駐車施設を設置しているもの。
公表制度における近年の取組概要	・ひとにやさしいまちづくりセミナー（市町村職員、教育関係者、事業者及び県民等を対象に、条例の理念周知及び意識醸成を目的とし、毎年2回開催しているもの。）や県政広報等を活用した公共的施設管理者へ登録促進や、特定公共的施設が新設等する際の事前協議等での周知。 ・複数店舗を有する大型店や公共施設を中心に、未登録の公共的施設の情報を整理し、電子マップの登録について協力を依頼。 ・掲載件数の増加や登録情報の更新管理に向けた仕組みについて検討

3. 建築物の設計段階における、高齢者・障害者等の意見の取り入れの制度・しくみ

制度等の名称	ひとにやさしいまちづくり条例に基づく意見聴取会
制度の開始年	2008年
URL	https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/chiiki/machizukuri/1003549.html
制度創設の目的、条例との関係等	・ひとにやさしいまちづくり条例第20条及び同条例施行規則第7条に規定。 ・同規則で定める公共的施設整備基準に適合させるために講じようとする措置の内容に関し、当該特定公共的施設の利用が見込まれる者の意見を聴くよう努めなければならないとしている。
主な対象建築物	・県が新築する建築物のうち当該建築物の床面積の合計が2,000㎡以上のもの。 ・県が新設する公園、遊園地、動物園、植物園その他これらに類するもののうち当該公園等の区域の面積が5,000㎡以上のもの。
意見聴取等への参加者の概要	・福祉関係団体及び県民のうち参加希望した者
制度の概要・特徴	・「制度創設の目的、条例との関係等」に同じ
2021年度の実績件数	・0件 ※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から中止

4. その他

<ひとにやさしいまちづくり条例（自主条例）>

・ひとにやさしいまちづくり条例第21条により、不特定かつ多数の者が利用する施設のうち、全ての人が安全かつ円滑に利用できるような整備が特に必要と認めた施設の新築等をしようとする者を対象に、同条例施行規則で定めている公共的施設整備基準に適合させるために講じようとする措置の内容について、事前協議していただくこととしています。

<ひとにやさしいまちづくり推進指針>

・ひとにやさしいまちづくり条例第9条第1項により、ひとにやさしいまちづくり推進指針（2020～2024）を策定しています。

・指針には、全ての人が個人として尊重され、自らの意志に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される地域社会を目指し、①全ての人が互いに支え合うことのできる「心」を醸成する「ひとづくり」、②全ての人が安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができる「まちづくり」、③全ての人に使いやすい「ものづくり」、④全ての人が必要などきに必要なる形で受け取ることができる「情報発信」、⑤全ての人が多様な分野で主体的に活躍できる「参画」を基本的な推進方向として定め、全局的に取組を進めています。

<ひとにやさしいまちづくり推進指針>



法第14条第3項の規定に基づく委任条例の概要

制定の効果：特に不特定多数の要配慮者が利用する施設について、バリアフリー化の推進につながっていると考えています。

1. 委任条例の制定・改正経緯等

条例の名称	みんなにやさしいまちづくり条例（法第14条第3項の条例は第5章の2）
URL	https://en3-jg.dl-law.com/yamagata-ken/dlw_reiki/H411901010032/H411901010032.html
制定年	公布：2008年、施行：2009年
直近の改正年	公布：2021年、施行：2021年
今後の改正予定	－
委任条例制定に至った理由・経緯	・特別特定建築物の義務付け対象規模の引下げを行うため ・特定建築物の義務付けの追加及び義務付け対象規模の設定を行うため
委任条例と自主条例との関係	・委任条例と自主条例は一体（自主条例を改正し、新たに委任規定を追加）

2. 委任条例の特徴

項目	該当	特徴など
特別特定建築物の義務付け対象規模の引き下げ	あり	・多数の高齢者、障害者等が利用し、バリアフリー化の必要性が大きい施設であることから、「特別支援学校」「病院又は診療所」「官公署」「老人ホームその他」「老人福祉センターその他」の対象規模を床面積の合計：1,000㎡以上に引き下げ。 ・規模設定にあたっては、建築主の経済的負担が過度なものとならないよう一定程度以上の規模を対象とすること、及び当時、既に引き下げ措置を行っていた他府県（石川、京都、徳島、熊本）が床面積の合計：1,000㎡以上としていることを参考。
特別特定建築物に付加する特定建築物とその規模設定	あり	・当時の学校教育法施行令の改正により、特別支援学校の就学基準に該当していても、市町村教育委員会が認める場合には、小中学校に就学することが可能となったこと、また、学校の施設整備については、障害を持つ児童・生徒のためだけではなく、それ以外の子どもにもたらす教育的意義、地域住民の学校教育への参加、生涯学習の場としての意義、災害時の避難場所としての重要性等、様々な側面があり、バリアフリー化を進める必要性が高いことから、「小学校及び中学校で国立又は私立のもの、高等学校」を付加（床面積の合計：2,000㎡以上）。
建築物特定施設の構造及び配置に関する基準強化・追加	なし	－
500㎡未満の建築物に関する基準	なし	－

3. 委任条例に関連する解説・マニュアル

名称	福祉のまちづくり整備マニュアル
策定年または直近の改正年	2000年
URL	https://www.pref.yamagata.jp/090014/kurashi/kendo/ud/barrier-free/manual/index.html

委任条例以外の特徴的な取組等

1. 建築物のバリアフリー情報の公表

- ・ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方に基づいて整備されている施設等を紹介するバリアフリー情報サイト「やまがたバリアフリーMAP」での情報発信を行っています。
- ・県内のバリアフリーに関する情報を「ポータルサイト」として集約し、県ホームページで公開しています。

2. その他

<身体障害者等用駐車施設の適正な利用の促進>

- ・車椅子使用者をはじめとした身体障害者、要介護高齢者、妊産婦等行動上の制限を受ける方々に、身体障害者等用駐車施設利用証を交付するとともに、身体障害者等用駐車施設の適正な利用を促進しています。

法第 14 条第 3 項の規定に基づく委任条例の概要

制定の効果：建築確認審査において、基準適合の実効性が担保できています。

1. 委任条例の制定・改正経緯等

条例の名称	高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
URL	https://en3-jg.dl-law.com/saitama-pref/dlw_reiki/42090101004200000000/42090101004200000000/42090101004200000000.html
制定年	公布：2008 年、施行：2009 年
直近の改正年	公布：2021 年、施行：2021 年
今後の改正予定	－
委任条例制定に至った理由・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・特別特定建築物の義務付け対象規模の引下げを行うため ・特定建築物の義務付けの追加及び義務付け対象規模の設定を行うため ・特定施設の構造及び配置に関する基準の付加を行うため
委任条例と自主条例との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・委任条例と貴団体による自主条例は、別々にある ・自主条例名称：埼玉県福祉のまちづくり条例

2. 委任条例の特徴

項目	該当	特徴など
特別特定建築物の義務付け対象規模の引き下げ	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県福祉のまちづくり条例」及び「埼玉県建築基準法施行条例旧第 12 条の 2 から第 12 条の 7 まで」の考え方を基本に、引き下げ。 <対象規模の引き下げの例> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行・郵便局：全ての規模 ・コンビニエンスストア（直接地上に通じる出入口のある階に存するもの）：床面積の合計 150 m²以上 ・飲食店、銀行・郵便局以外のサービス業を営む店舗：床面積の合計 200 m²以上
特別特定建築物に付加する特定建築物とその規模設定	あり	<ul style="list-style-type: none"> <付加した特定建築物とその規模設定の例> <ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅又は寄宿舎：床面積の合計 2,000 m²以上（下宿は床面積の合計 2,000 m²以上の規模のもの想定が困難なため、追加せず。）
建築物特定施設の構造及び配置に関する基準強化・追加	あり	<ul style="list-style-type: none"> <強化・追加した基準の例> <ul style="list-style-type: none"> ・階段：両側手すり設置 ・便所：ベビーチェア、ベビーベッドの設置 ・移動等円滑化経路の廊下：育児用施設（乳幼児ベッド等）の設置
500 m ² 未満の建築物に関する基準	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・500 m²以上と共通の基準を適用

3. 委任条例に関連する解説・マニュアル

名称	高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（埼玉県建築物バリアフリー条例）の手引き
策定年または直近の改正年	2021 年
URL	https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/184280/210310tebiki.pdf
名称	埼玉県福祉のまちづくり条例設計ガイドブック
策定年または直近の改正年	2021 年
URL	https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/fukumachi/guidebook.html

委任条例以外の特徴的な取組等

1. バリアフリー促進に関する継続的な意見交換・協議の場の創出

名称	福祉のまちづくり推進協議会
設置年	1995 年
URL	https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/fukumachi/911-20091216-22.html
設置の目的、条例との関係等	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県福祉のまちづくり条例第 9 条に規定 ・目的：県、市町村、県民及び事業者が一体となった福祉のまちづくりの推進 ・構成：学識経験者、高齢者や障害者などの団体、事業者の団体、建築関係団体の等の代表、市町村代表など
近年の取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・パーキング・パーミット制度導入についての検討
2021 年度の協議会等の開催回数	・2 回

法第 14 条第 3 項の規定に基づく委任条例の概要

制定の効果：地域の実情に応じたバリアフリー化を推進できています。また建築確認審査において、基準適合の実効性が担保できています。

1. 委任条例の制定・改正経緯等

条例の名称	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例
URL	https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/machizukuri/bfree/bfree_4-1.pdf
制定年	公布：2003 年、施行：2004 年
直近の改正年	公布：2023 年、施行：2023 年
今後の改正予定	－
委任条例制定に至った理由・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別特定建築物の義務付け対象規模の引下げを行うため ・ 特定建築物の義務付けの追加及び義務付け対象規模の設定を行うため ・ 特定施設の構造及び配置に関する基準の付加を行うため ・ 自主条例では強制力がなく、実効性のあるバリアフリー整備施策となっていないため ・ 地域実情に応じた建築物のバリアフリー化の指導強化のため
委任条例と自主条例との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委任条例と貴団体による自主条例は、別々にある ・ 自主条例名称：東京都福祉のまちづくり条例

2. 委任条例の特徴

項目	該当	特徴など
特別特定建築物の義務付け対象規模の引き下げ	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物のバリアフリー化を一層推進するため、建築物の用途に応じて全ての規模を対象にするなど、対象規模を引き下げ。 <p><対象規模の引き下げの例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 博物館、美術館又は図書館：全ての規模 ・ 物品販売業を営む店舗、飲食店、サービス業を営む店舗：床面積の合計 500 m²以上 ・ ホテル又は旅館、劇場・観覧場・映画館又は演芸場：床面積の合計 1,000 m²以上
特別特定建築物に付加する特定建築物とその規模設定	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物のバリアフリー化を一層推進するため、学校、保育所、共同住宅等を付加するとともに、建築物の用途に応じて全ての規模を対象にするなど、対象規模を引き下げ。 <p><付加した特定建築物とその規模設定の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、保育所：すべての規模 ・ 料理店：床面積の合計 1,000 m²以上 ・ 共同住宅：床面積の合計 2,000 m²以上
建築物特定施設の構造及び配置に関する基準強化・追加	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物のバリアフリー化を一層推進するため、廊下や階段等の幅員や傾斜路の勾配などの基準を強化。 ・ 子育て支援環境の整備を図るため、建築物の用途及び規模に応じて、ベビーチェアやベビーベッド等の設置の基準を追加。 ・ 東京 2020 大会と今後の超高齢社会の進展等を見据え、障害者や高齢者をはじめ、多くの人々が利用しやすい宿泊環境を整えるため、宿泊施設の一般客室について、段差の解消や出入口の幅等の基準を追加。
500 m ² 未満の建築物に関する基準	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 500 m²以上の建築物と同じ基準を適用

3. 委任条例に関連する解説・マニュアル

名称	(委任条例) 建築物バリアフリー条例 質疑応答集
策定年または直近の改正年	2012 年
URL	https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/machizukuri/bfree/joureihouseibi.pdf
名称	(委任条例) 建築物のバリアフリー講習会 テキスト
策定年または直近の改正年	2013 年
URL	https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/machizukuri/bfree/pdf/kousyu_01.pdf
名称	東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
策定年または直近の改正年	2022 年
URL	https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/machizukuri/manual.html

委任条例以外の特徴的な取組等

1. バリアフリー促進に関する継続的な意見交換・協議の場の創出

名称	福祉のまちづくり推進協議会
設置年	1995 年
URL	https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/machizukuri/suisinkyoo/index.html
設置の目的、条例との関係等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第 28 条に基づいて設置。 ・ 目的：都における福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項について知事の諮問に応じ調査審議させるため。
近年の取組の概要	第 13 期意見具申「10 年後の東京を見据えた新しい日常におけるバリアフリーの推進について」(2023 年 1 月)
2021 年度の協議会等の開催回数	・ 2 回 (専門部会)

2. その他

<東京都福祉のまちづくり推進計画>

- ・ 東京福祉のまちづくり条例第 7 条に基づき、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画です。(5 か年計画)

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/machizukuri/suishinkeikaku/index.html>

法第14条第3項の規定に基づく委任条例の概要

制定の効果：法では対応できない狭小敷地などに建設される特定建築物の整備が進み、着実に区全体のユニバーサルデザインに基づくまちづくりが推進されています。

1. 委任条例の制定・改正経緯等

条例の名称	高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例
URL	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/006/007/d00025932.html
制定年	公布：2007年、施行：2007年
直近の改正年	公布：2021年、施行：2021年
今後の改正予定	—
委任条例制定に至った理由・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・特別特定建築物の義務付け対象規模の引下げを行うため ・特定建築物の義務付けの追加及び義務付け対象規模の設定を行うため ・特定施設の構造及び配置に関する基準の付加を行うため ・地域実情に応じた建築物のバリアフリー化の指導強化のため
委任条例と自主条例との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・委任条例と貴団体による自主条例は、別々にある ・自主条例名称：世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例

2. 委任条例の特徴

項目	該当	特徴など
特別特定建築物の義務付け対象規模の引き下げ	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・原則は、都条例にあわせた引き下げ。 ・一部の用途については住宅都市という特性を鑑み、都条例よりさらに対象規模を引き下げ。 <対象規模の引き下げの例> <ul style="list-style-type: none"> ・診療所（患者の収容施設を要しないもの）、物品販売業を営む店舗、飲食店、サービス業を営む店舗：床面積の合計 200㎡以上
特別特定建築物に付加する特定建築物とその規模設定	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・原則は、都条例にあわせた付加。 ・高齢者世帯の居住率が高い共同住宅については、都条例よりさらに対象規模を引き下げ。 <付加した特定建築物とその規模設定の例> <ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅：床面積の合計 1,000㎡以上
建築物特定施設の構造及び配置に関する基準強化・追加	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・原則は、都条例にあわせた付加。 ・エレベーターの籠および昇降路の出入口の戸にガラス窓設置。
500㎡未満の建築物に関する基準	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・500㎡以上と異なる基準を適用：診療所、物販店舗、飲食店、サービス業を営む店舗 ・上記以外は、500㎡以上と同じ基準を適用

3. 委任条例に関連する解説・マニュアル

名称	ユニバーサルデザイン推進条例施設整備マニュアル
策定年または直近の改正年	2020年
URL	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/006/001/d00136475.html https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/006/001/d00197269.html

委任条例以外の特徴的な取組等

1. バリアフリー促進に関する継続的な意見交換・協議の場の創出

名称	ユニバーサルデザイン環境整備審議会
設置年	2009年
URL	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/006/002/d00035430.html
設置の目的、条例との関係等	・ 区の生活環境の整備に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第8条に基づき設置。
近年の取組の概要	・ 世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）後期 https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/006/002/d00151270.html
2021年度の協議会等の開催回数	・ 審議会 1回 ・ 審議会部会 2回

2. その他

<自主条例「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」>

- ・ バリアフリーからユニバーサルデザインへという考えのもと、自主条例「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、ユニバーサルデザインの生活環境の整備を進めています。
- ・ なかでも道路のL形溝2cm切り下げ（道路端にL形溝がある場合は段差2cmタイプへの切り下げを行うこと）など、移動等円滑化を図る取り組みを継続しています。
- ・ 委任条例では規制できない部分をユニバーサルデザイン推進条例で補完し、面的なバリアフリー整備を進めています。

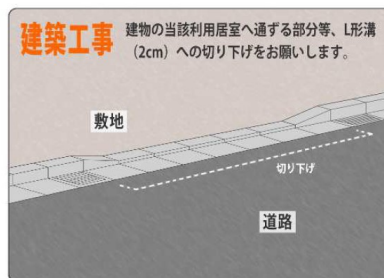
<世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画>

- ・ 世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画により、すべての区民が個人として尊重され、共に支えあいながら、将来にわたって活力に満ちた世田谷をつくりあげていくことができるように、区と区民、事業者及び関係団体が協働しながら、だれにとっても利用しやすい生活環境の整備を推進しています。

<世田谷区ユニバーサルデザイン普及啓発キャラクター「せたっち」>



<L形溝2cm切り下げについて>



法第 14 条第 3 項の規定に基づく委任条例の概要

制定の効果：事前協議申請と完了検査の義務付けにより、実効性が担保されています。また地域特性に応じたバリアフリー整備が推進されてきています。

1. 委任条例の制定・改正経緯等

条例の名称	福祉のまちづくり推進条例（法第 14 条第 3 項の条例は第 5 章）
URL	https://www.city.nerima.tokyo.jp/jigyoshamuke/jigyosha/doboku/kenchiku_shido/fukushimachidukuri.html
制定年	公布：2010 年、施行：2010 年
直近の改正年	公布：2021 年、施行：2021 年
今後の改正予定	－
委任条例制定に至った理由・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別特定建築物の義務付け対象規模の引下げを行うため ・ 特定建築物の義務付けの追加及び義務付け対象規模の設定を行うため ・ 特定施設の構造及び配置に関する基準の付加を行うため ・ 地域実情に応じた建築物のバリアフリー化の指導強化のため ・ 都の委任条例と自主条例、区独自の福祉のまちづくり整備要綱の規定を一本化し、手続きの簡略化を図った。
委任条例と自主条例との関係	・ 委任条例と自主条例は一体（自主条例を改正し、別に定めていた委任条例と一本化）

2. 委任条例の特徴

項目	該当	特徴など
特別特定建築物の義務付け対象規模の引き下げ	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則は、都条例にあわせた引き下げ。 ・ 住宅地割合が高く、土地の細分化や用途地域制限等により敷地が狭いこと、比較的、小さな店舗やテナントビルも多いという特性を鑑み、一部の用途については、都条例よりさらに対象規模を引き下げ。 <対象規模の引き下げの例> <ul style="list-style-type: none"> ・ 診療所（患者の収容施設を有しないもの）、物品販売業を営む店舗、飲食店、サービス業を営む店舗：床面積の合計 200 ㎡以上
特別特定建築物に付加する特定建築物とその規模設定	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則は、都条例にあわせた付加。 ・ 床面積 2,000 ㎡未満の共同住宅が多いという特性を鑑み、共同住宅のみ、都条例よりさらに対象規模を引き下げ。 <付加した特定建築物とその規模設定の例> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同住宅：床面積の合計 1,000 ㎡以上
建築物特定施設の構造及び配置に関する基準強化・追加	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則は、都条例にあわせた基準の強化・付加。 ・ より使いやすい施設を目指すため、階段等の下における必要な高さおよび空間の確保、エレベーターの籠および昇降路の出入口にガラス窓設置などの基準を追加
500 ㎡未満の建築物に関する基準	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 500 ㎡以上と異なる基準を適用：診療所、物品販売業を営む店舗、飲食店、サービス業を営む店舗 ・ 上記以外は、500 ㎡以上と同じ基準を適用

3. 委任条例に関連する解説・マニュアル

名称	練馬区福祉のまちづくり推進条例施設整備マニュアル【建築物】
策定年または直近の改正年	2021 年
URL	https://www.city.nerima.tokyo.jp/jigyoshamuke/jigyosha/doboku/kenchiku_shido/fukushimachidukuri.files/nerima_BF_manual_web.pdf
名称	条例の義務基準および手続きに関する Q&A
策定年または直近の改正年	2021 年
URL	https://www.city.nerima.tokyo.jp/jigyoshamuke/jigyosha/doboku/kenchiku_shido/fukushimachidukuri.files/QA.pdf

委任条例以外の特徴的な取組等

1. バリアフリー促進に関する継続的な意見交換・協議の場の創出

名称	地域福祉計画推進委員会 福祉のまちづくり部会
設置年	2010年（練馬区福祉のまちづくり推進計画検討委員会として設置） 2015年（地域福祉計画推進委員会 福祉のまちづくり部会へ変更。）
URL	https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/keikaku/shisaku/kenko/tiikifukushi/020401keikaku.html
設置の目的、条例との関係等	<ul style="list-style-type: none"> 福祉のまちづくり推進条例第7条に規定。 目的：地域福祉計画の策定および計画策定後の計画事業の取組について、区民および識者の意見を聴取し、反映させること。 計画の所掌事項のうち、バリアフリーやユニバーサルデザインに関する事項を検討するための専門部会として設置。
近年の取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> 駅と公共施設を結ぶ経路の整備 ユニバーサルデザインに配慮したスポーツ施設の整備（車椅子テニスに対応したテニスコートの整備） ユニバーサルデザイン技術の蓄積のため、技術者対象研修の実施（年3回） 練馬区福祉のまちづくり推進条例施設整備マニュアル【建築物】の改訂 民間建築物のバリアフリー改修助成の実施（2021年度12件）
2021年度の協議会等の開催回数	・2回（書面開催1回、通常開催1回）

2. 建築物のバリアフリー情報の公表

名称	公共的建築物のバリアフリーに関する整備状況の公表
開始年	2010年
URL	https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/hukumachi_kohyo.html
制度創設の目的、条例との関係等	<ul style="list-style-type: none"> 主な目的：ユニバーサルデザインの考え方にに基づき整備された施設の情報をお知らせし情報を共有化することで、施設の利用や普及を促進。 建築主の同意を得た公共的建築物については、バリアフリーに関する整備の状況を、区役所前で公告、区のホームページにおいて公表。
主な対象建築物	・多数の者が使用する建築物で規則で定めるもの（店舗、診療所、共同住宅等）
公表制度における近年の取組概要	－

3. 建築物の設計段階における、高齢者・障害者等の意見の取り入れの制度・しくみ

制度等の名称	区民意見聴取事業
制度の開始年	2008年
URL	なし
制度創設の目的、条例との関係等	<ul style="list-style-type: none"> 福祉のまちづくり推進条例第7条および第22条に規定。 だれもが使いやすい施設整備を目指し、一定規模以上の区立施設や公園の新設、モデルとなる既存の区立施設や公園の改修時に、区民の意見を聴取し、設計に反映。
主な対象建築物	（条例に基づくもの） <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が2,000㎡以上の区立施設の新築、改築等 敷地面積の合計が2,500㎡以上の区立公園の新設等 （地域福祉計画に基づくもの） <ul style="list-style-type: none"> 建物用途や規模、改修内容等により、意見聴取が必要であると判断したもの。
意見聴取等への参加者の概要	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者、子育て層、対象施設の利用者等 福祉のまちづくりサポーター（様々な立場の人々や福祉のまちづくりに関心のある区民、専門家等）
制度の概要・特徴	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設や類似施設の見学等により、必要なバリアフリー整備に関する意見を出してもらい、その内容を整理し、設計へどう反映できるかを検討。 完成後に意見の反映状況や整備内容について改めて確認を行い、良い整備・改善が必要な整備等について積み上げ、次の整備に活用。
2021年度の実績件数	・3件（意見聴取：1件、検証：2件）

法第 14 条第 3 項の規定に基づく委任条例の概要

制定の効果：一定規模の建築物においてバリアフリー化が実行されています。

1. 委任条例の制定・改正経緯等

条例の名称	みんなのバリアフリー街づくり条例（法第 14 条第 3 項の条例は第 4 章）
URL	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/p22148.html
制定年	公布：2008 年、施行：2008 年
直近の改正年	公布：2022 年、施行：2022 年
今後の改正予定	—
委任条例制定に至った理由・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・特別特定建築物の義務付け対象規模の引下げを行うため ・特定建築物の義務付けの追加及び義務付け対象規模の設定を行うため ・特定施設の構造及び配置に関する基準の付加を行うため ・自主条例では強制力がなく、実効性のあるバリアフリー整備施策とするため ・地域実情に応じた建築物のバリアフリー化の指導強化のため
委任条例と自主条例との関係	・委任条例と自主条例は一体（自主条例を改正し、新たに委任規定を追加）

2. 委任条例の特徴

項目	該当	特徴など
特別特定建築物の義務付け対象規模の引き下げ	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の街づくり条例（1996 年制定（自主条例））の遵守率を参考に、法委任規定と自主条例の性格の違いや、県内市町村に広く適用することを勘案し、規模を引き下げ。 ＜対象規模の引き下げの例＞ <ul style="list-style-type: none"> ・病院又は診療所、物品販売業を営む店舗、飲食店、サービス業を営む店舗：床面積の合計 500 ㎡以上 ・劇場・観覧場・映画館又は演芸場、ホテル又は旅館：床面積の合計 1,000 ㎡以上
特別特定建築物に付加する特定建築物とその規模設定	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難場所となること等公共性の高い施設であることから「学校」を付加。 ・共同住宅：生活の基盤であり、建築物のストックを確保することが社会的に求められていること、高齢社会の進展から住生活における安全・安心の確保が求められていることから、「共同住宅」を付加。 ＜付加した特定建築物とその規模設定の例＞ <ul style="list-style-type: none"> ・学校：床面積の合計 500 ㎡以上 ・共同住宅：床面積の合計 2,000 ㎡以上
建築物特定施設の構造及び配置に関する基準強化・追加	あり	<ul style="list-style-type: none"> ＜強化・追加した基準の例＞ <ul style="list-style-type: none"> ・階段の下りの始まり部分が危険であることをすべての人に注意喚起するため、視覚障害者が利用するものに限らず点状ブロックを敷設。 ・踏面が一様でないものや一段ごとに踏面の幅が異なるものは危険なため、主たる階段のうち 1 以上は、踊り場に手すりを設置かつ回り階段ではないこと。
500 ㎡未満の建築物に関する基準	なし	—

3. 委任条例に関連する解説・マニュアル

名称	みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック
策定年または直近の改正年	2017 年
URL	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/p22185.html

委任条例以外の特徴的な取組等

1. バリアフリー促進に関する継続的な意見交換・協議の場の創出

名称	バリアフリー街づくり推進県民会議
設置年	2010年
URL	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/p22147.html
設置の目的、条例との関係等	・バリアフリーの街づくり施策に障害者等の意見を反映するため、幅広く意見を収集し、これを踏まえた取組を検討するため。
近年の取組の概要	・バリアフリーフェスタかながわの開催 2022年度は11月5日に開催予定。バリアフリーの街づくりを体感してもらうことで、バリアフリーへの理解を深め、必要性を知ってもらうイベント。 (2020年度、2021年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)
2021年度の協議会等の開催回数	・2回(2021年12月、2022年3月)

2. 建築物のバリアフリー情報の公表

名称	ホームページにおけるバリアフリー事例紹介
開始年	不明
URL	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/p22200.html
制度創設の目的、条例との関係等	・施設所有者等から公表の同意が得られた全項目適合施設、条例第13条ただし書き適用施設及びみんなのトイレを整備した施設を紹介。
主な対象建築物	・神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の対象となる公共的施設。
公表制度における近年の取組概要	－

3. 建築物の設計段階における、高齢者・障害者等の意見の取り入れの制度・しくみ

<みんなのバリアフリー街づくり条例(自主条例)の改正予定>

・県の基本方針として、施設設計段階からの障害者等その他の関係者の参画について記載する見込みです。

4. その他

<バリアフリーアドバイザー制度>

・既存公共的施設を整備しようとする者等からの依頼に応じ、一級建築士を対象施設に派遣し、バリアフリー化についての必要な指導・助言等を行っています。

<カラーバリアフリーアドバイザー派遣制度>

・色覚障害当事者を派遣し、カラーバリアフリーに配慮したサイン等の作成等に関する指導・助言等を行っています。

<バリアフリーアドバイザー制度>

無料で相談！バリアフリーアドバイザー

あなたの建物(お店、事務所など)にバリアはありませんか？

神奈川県では、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、県内の既存公共的施設に対して、バリアフリー化の方法のアドバイスを行う一級建築士「バリアフリーアドバイザー」を無料で派遣しています。

誰にとっても利用しやすい施設への第一歩として、ぜひご利用ください！
※ 派遣によって改修が義務づけられるものではありません。将来の改修計画にお役立てください！



どのような施設が対象になるの？

「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」の対象となる既存公共的施設が派遣対象になります。例えば、これまでに派遣した施設としては、商業施設(スーパー、書店等)、旅館、公民館、集会場、コンサートホール、分譲マンションの共用部分等があります。

法第14条第3項の規定に基づく委任条例の概要

制定の効果：詳細な効果検証はしていませんが、対象建築物を厳しくしているため、市内の建築物のバリアフリー化は進んでいると考えます。

1. 委任条例の制定・改正経緯等

条例の名称	福祉のまちづくり条例 (法第14条第3項の条例は、第4章第1節および第2節第1款)
URL	https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00001790.html
制定年	公布：2012年、施行：2013年
直近の改正年	公布：2023年、施行：2023年（運用改善に伴う規則の改正）
今後の改正予定	－
委任条例制定に至った理由・経緯	・特別特定建築物の義務付け対象規模の引下げを行うため ・特定施設の構造及び配置に関する基準の付加を行うため
委任条例と自主条例との関係	・委任条例と自主条例は一体（自主条例を改正し、新たに委任規定を追加）

2. 委任条例の特徴

項目	該当	特徴など
特別特定建築物の義務付け対象規模の引き下げ	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・(旧)横浜市福祉のまちづくり条例(1997年制定(自主条例))で対象が「全ての施設」となっていた官公署や福祉施設、診療所(患者の収容施設があるもの)等について、引き続き規模を「全ての施設」に引き下げ。 ＜対象規模の引き下げの例＞ ・病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る)：すべての規模 ・物品販売業を営む店舗、遊技場、飲食店、サービス業を営む店舗：床面積の合計300㎡以上 ・劇場・観覧場・映画館又は演芸場、ホテル又は旅館：床面積の合計1,000㎡以上
特別特定建築物に付加する特定建築物とその規模設定	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の者が利用する建築物であり、横浜市建築基準条例においても同様の理由で基準を強化しているため、学校・共同住宅・老人ホーム等・運動施設を付加。 ＜付加した特定建築物とその規模設定の例＞ ・老人ホームその他：すべての規模 ・学校：床面積の合計1,000㎡以上 ・共同住宅：床面積の合計2,000㎡以上
建築物特定施設の構造及び配置に関する基準強化・追加	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の通路や廊下等について、自主条例で定めていた基準を基に強化・追加。
500㎡未満の建築物に関する基準	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・500㎡以上と共通の基準を適用

3. 委任条例に関連する解説・マニュアル

名称	福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル[建築物編]
URL	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsudoku/jorei/machizukuri/barrierfree.html#jourei
策定年または直近の改正年	2013年

委任条例以外の特徴的な取組等

1. バリアフリー促進に関する継続的な意見交換・協議の場の創出

名称	横浜市福祉のまちづくり推進会議
設置年	1997年
URL	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fuku-machi/jorei/hukumachi-kaigi/fukumachisuishinkaig.html
設置の目的、条例との関係等	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市福祉のまちづくり条例第7条に規定。 目的：市長の諮問に応じ、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議するため
近年の取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> 小規模建築物や運用上の課題解決に向けた福祉のまちづくり条例の基準（建築物）及びマニュアル等の改正の検討等
2021年度の協議会等の開催回数	<ul style="list-style-type: none"> 推進会議：1回、推進会議専門委員会：2回 小委員会：1回

<福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル[建築物編] 赤字は2020年6月改正部分>

11 ホテル又は旅館の客室

基本的な考え

客室は、短期的な居住空間であることを踏まえ、車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮した客室・標準を設けるとともに、それ以外の客室についても、障害者、高齢者等の利用に配慮することが望ましいです。客室の床は滑りにくく、かつ車いすの操作がしやすい材質で仕上げ、室内の造作物や備品類、コンセント・スイッチ類などについても細やかな配慮が必要です。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 客室のうち客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上は、車いす使用者用客室を設けなければならない。	客室の総数が50以上の場合は、車いす使用者用客室を客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けなければならない。	11-1
(2) 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。 ア 便所は、次に掲げるものであること。	同左。 ただし、当該客室が設けられている層に不特定かつ多数の者が利用する便所（車いす使用者用便房が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。	11-1 11-2
(7) 車いす使用者用便房を設けること。	同左	
(4) 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。 a 幅は、80センチメートル以上とすること。 b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	同左
(9) 水洗器具を備えた便房を設けること。	—	

参考図

指定施設整備基準 望ましい整備

図11-1 ツインルームの例

車いす使用者用客室の設置数
 整備基準 11-(1)
 車いす使用者用客室は、移動の困難さを考慮してエレベーターに近接した位置が望ましい。
 客室が200以下の場合は客室数の2パーセント以上、客室が201以上の場合は1パーセント+2以上の車いす使用者用客室を設けることが望ましい。
 客室のバリアフリー化に伴って緊急設備の設置も検討することが望ましい。

客室及び便所の出入口の有効幅員
 整備基準 11-(2)-ア(1)-ロ
 有効幅員は、車いす使用者が出入口を通過しやすい幅である90cm以上とすることが望ましい。

便所の戸
 整備基準 11-(2)-ア(1)-ロ
 視覚障害者の利用に配慮し、ドアノックを通知し、見知するドアノックセンサーや扉内が装飾等を設置することが望ましい。

客室の出入口
 整備基準 4-(1)、4-(3)、4-(4)
 高齢者や聴覚障害者等に配慮し、解錠・施錠が容易で分かり易く工夫することが望ましい。

車いす使用者が回転できる空間
 整備基準 11-(2)-ウ
 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間とは、室内で車いす使用者が回転できるスペース（旋回として150cm以上の円）を設けることが基本である。

客室の集まるイベントでホテルを利用する場合もあるので、できるだけ多くの部屋を車いす使用者用客室にしてほしいです。
 車いす使用者用客室のベッドのつむぎは介護用ベッドを用意してもらえると助かります。
 車いす使用者用客室の浴槽は、自動着も想定されるため十分なスペースを確保できると、安全に入浴できます。
 車いす使用者用便房はフロントのほか、客室棟・ホール・レストラン・食堂、共用浴場等と同じ敷にもあると助かります。

車いす使用者の声

法第 14 条第 3 項の規定に基づく委任条例の概要

制定の効果：福祉的要素が大きい医療施設や保育所、老人ホーム等の対象規模を引き下げ、全ての規模を対象とすることで、当該施設が小規模建築物であっても、一定のバリアフリー化が担保されています。

1. 委任条例の制定・改正経緯等

条例の名称	福祉のまちづくり条例（法第 14 条第 3 項の条例は第 4 章）
URL	https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000003507.html
制定年	公布：2009 年、施行：2009 年 （自主条例としては公布：1997 年、施行 1998 年）
直近の改正年	公布：2021 年、施行：2021 年
今後の改正予定	－
委任条例制定に至った理由・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別特定建築物の義務付け対象規模の引下げを行うため ・ 特定建築物の義務付けの追加及び義務付け対象規模の設定を行うため ・ 特定施設の構造及び配置に関する基準の付加を行うため ・ 自主条例（第 3 章）では強制力がなく、実効性のあるバリアフリー整備施策となっていないため ・ 地域実情に応じた建築物のバリアフリー化の指導強化のため
委任条例と自主条例との関係	・ 委任条例（第 4 章）と自主条例（第 3 章）は一体（自主条例を改正し、新たに委任規定を追加）

2. 委任条例の特徴

項目	該当	特徴など
特別特定建築物の義務付け対象規模の引き下げ	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎市建築基準条例などの基準と整合を図るとともに、委任条例（第 4 章）制定前から運用していた「川崎市福祉のまちづくり環境整備要綱（以下「要綱」という。）」の基準等を勘案し、規模を引き下げ。 ・ 公共性が高く、バリアフリー化の必要性が高いものほど、対象規模をより引き下げ。 <p><対象規模の引き下げの例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院又は診療所（患者の入院施設があるもの）：すべての規模 ・ 病院又は診療所（患者の入院施設がないもの）、物品販売業を営む店舗、飲食店、サービス業を営む店舗：床面積の合計 500 m²以上 ・ 劇場・観覧場・映画館又は演芸場、ホテル又は旅館：床面積の合計 1,000 m²以上
特別特定建築物に付加する特定建築物とその規模設定	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委任条例（第 4 章）制定前から運用していた要綱の基準等を勘案し、付加。 ・ 保育や教育環境のバリアフリー化を推進するため、「保育所」「学校」を付加。 ・ 住宅のバリアフリー化を推進するため、「共同住宅」を付加。 <p><付加した特定建築物とその規模設定の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、保育所：全ての規模 ・ 共同住宅：床面積の合計 2,000 m²以上
建築物特定施設の構造及び配置に関する基準強化・追加	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎市建築基準条例の避難規定のうち福祉的要素を含む基準や、自主条例（第 3 章）の基準のうち最低限守るべき基準を追加。 ・ 委任条例（第 4 章）制定前から運用していた要綱の基準等を勘案し、基準を強化・追加。
500 m ² 未満の建築物に関する基準	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 500 m²以上と共通の基準を適用

3. 委任条例に関連する解説・マニュアル

名称	福祉のまちづくり条例整備マニュアル（自主条例（第3章））
策定年または直近の改正年	2021年
URL	https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000104452.html
名称	福祉のまちづくり条例第4章及び同解説
策定年または直近の改正年	2021年
URL	https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000003507.html

委任条例以外の特徴的な取組等

1. バリアフリー促進に関する継続的な意見交換・協議の場の創出

名称	バリアフリーまちづくり連絡調整会議
設置年	2002年
近年の取組の概要	・ 条例改正の取組に併せ、意見聴取を実施
設置の目的、条例との関係等	・ すべての市民が住み慣れた地域社会において安心して快適な生活を営み、積極的に社会参加を行い、及び心豊かな生活を送ることができるよう行われる福祉のまちづくりを推進するとともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第25条第1項の規定に基づく基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うため。
URL	https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-4-3-2-0-0-0-0-0-0.html
2021年度の協議会等の開催回数	・ 2回

2. 建築物のバリアフリー情報の公表

名称	バリアフリーマップ
開始年	2012年
URL	https://kawasaki.geocloud.jp/webgis/?p=0&bt=0&mp=41-48&
制度創設の目的、条例との関係等	・ 高齢者や障害者、乳幼児連れ等の外出を手助けすること
主な対象建築物	・ バリアフリー基本構想の重点整備地区における不特定多数が利用する公共的施設 ・ 川崎市福祉のまちづくり条例における「特別特定建築物」
公表制度における近年の取組概要	-

3. その他

<福祉のまちづくり条例普及啓発キャラクター「ふくまっち」の作成と「整備済ステッカー」の交付（2021年10月～）>

・ 条例第17条の規定に基づき指定施設完了届の提出があり、条例第11条に基づく整備基準を遵守した施設（ただし書きによる遵守した施設を含む。）に対し、「整備済ステッカー」を請求の有無に係わらず交付し、施設の受付や主要な入り口等の見やすい場所に掲示させ、条例に適合している建物であることを周知することをもって、「広報・啓発」に繋げるとともに、整備済ステッカーのある建物が市内に増えることにより、整備基準の適合率の向上にも繋げることを目指しています。



整備済みステッカー

法第 14 条第 3 項の規定に基づく委任条例の概要

制定の効果：地域の実情に応じたバリアフリー化を推進できています。

1. 委任条例の制定・改正経緯等

条例の名称	バリアフリー社会の推進に関する条例（法第 14 条第 3 項の条例は第 4 章）
URL	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/kaisei-jourei/
制定年	公布：1997 年、施行：1997 年
直近の改正年	公布：2021 年、施行：2021 年
今後の改正予定	－
委任条例制定に至った理由・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・特別特定建築物の義務付け対象規模の引下げを行うため ・特定建築物の義務付けの追加及び義務付け対象規模の設定を行うため ・地域実情に応じた建築物のバリアフリー化の指導強化のため
委任条例と自主条例との関係	・委任条例と自主条例は一体（自主条例を改正し、新たに委任規定を追加）

2. 委任条例の特徴

項目	該当	特徴など
特別特定建築物の義務付け対象規模の引き下げ	あり	・公益的な建築物のバリアフリー化をより一層推進するため、公衆便所を除くすべての特別特定建築物の対象規模を床面積の合計 1,000 m ² 以上に引き下げ。
特別特定建築物に付加する特定建築物とその規模設定	あり	・公益的な建築物のバリアフリー化をより一層推進するため、学校を付加。
建築物特定施設の構造及び配置に関する基準強化・追加	あり	・公益的な建築物のバリアフリー化をより一層推進するため、雪対策として出入口への屋根、庇の設置の基準を追加。
500 m ² 未満の建築物に関する基準	なし	－

3. 委任条例に関連する解説・マニュアル

名称	施設整備の手引き
策定年または直近の改正年	2012 年
URL	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/bf-tebiki/index.html

委任条例以外の特徴的な取組等

1. 建築物の設計段階における、高齢者・障害者等の意見の取り入れの制度・しくみ

制度等の名称	バリアフリーアドバイザー派遣制度
制度の開始年	2002 年
URL	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/bf_ad/ad.html
制度創設の目的、条例との関係等	・高齢者・障害者等の身体状況に応じた住宅・公益的施設のバリアフリー改修等及び商店街、自治会や住民グループ等が実施するまちづくり活動について、アドバイスをを行うため。
主な対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅（戸建て住宅、マンションの住戸等） ・まちづくり（商店街、交通結節点、温泉街等） ・公益的施設（店舗や病院など不特定多数のものが利用する施設）
意見聴取等への参加者の概要	－
制度の概要・特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人バリアフリー総合研究所との連携事業であり、同 NPO にバリアフリーアドバイザーの派遣を委託。 ・アドバイザーは建築士や作業療法士（OT）等の資格取得者、かつ、バリアフリー改修の経験を積んだ者であり、建物を使用する人の特性に応じたきめ細やかなアドバイスが可能。
2021 年度の実績件数	・56 件

法第 14 条第 3 項の規定に基づく委任条例の概要

制定の効果：団体の要望に基づく県独自の整備基準を付加でき、建築確認審査において、基準適合の実効性が担保できています。

1. 委任条例の制定・改正経緯等

条例の名称	福祉のまちづくり条例（法第 14 条第 3 項の条例は第 4 章）
URL	https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/kurashi/sumai/shisaku/machizukuri/shikokisoku/kijun.html
制定年	公布：2015 年、施行：2016 年
直近の改正年	—
今後の改正予定	—
委任条例制定に至った理由・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別特定建築物の義務付け対象規模の引下げを行うため ・ 特定施設の構造及び配置に関する基準の付加を行うため ・ 自主条例では強制力がなく、実効性のあるバリアフリー整備施策となっていないため ・ 高齢者、障害者等（団体を含む）から要請・要望があったため
委任条例と自主条例との関係	・ 委任条例と自主条例は一体（自主条例を改正し、新たに委任規定を追加）

2. 委任条例の特徴

項目	該当	特徴など
特別特定建築物の義務付け対象規模の引き下げ	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者等が利用する機会の多い公共的な施設などについて、より一層のバリアフリー化が必要なため、高齢者、障害者等が利用する機会の多い「特別支援学校」「病院又は診療所」「官公署」「老人ホームその他」「老人福祉センターその他（児童厚生施設を除く。）」の対象規模を床面積の合計 1,000 ㎡以上に引き下げ。
特別特定建築物に付加する特定建築物とその規模設定	なし	—
建築物特定施設の構造及び配置に関する基準強化・追加	あり	<p><強化・追加した基準の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の要望を踏まえ、一定規模（床面積の合計 10,000 ㎡）以上の施設の便所について、大人用ベッド、乳幼児ベッドの設置の基準を追加。 ・ 障害者の非常時の避難の安全性を確保するため、客室 50 室以上のホテル又は旅館に対し、非常時の情報を点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室の設置（1 室以上）の基準を追加。 ・ 自主条例の基準との整合のため、階段踊場への手すり設置、主たる階段は回り階段でないこと、便所の洗面器を設ける場合は操作が容易な洗面器を 1 以上設けること、敷地内通路の傾斜路の縁端部に側壁を設けることを追加、廊下の末端と区間 50m 以内に車椅子の転回部分の設置の基準を追加。
500 ㎡未満の建築物に関する基準	なし	—

3. 委任条例に関連する解説・マニュアル

名称	長野県福祉のまちづくり条例について
策定年または直近の改正年	—
URL	https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/kurashi/sumai/shisaku/machizukuri/shikokisoku/kijun.html

法第 14 条第 3 項の規定に基づく委任条例の概要

制定の効果：制定（2005 年 3 月）の際、建築関係の事業者等への負担が大きいと考え、関係団体への説明等細かな対応を心掛けました。

制定から 18 年が経過しましたが、市、市民、事業者の 3 者が連携協力し一体となって取り組んできており、市民の意識の向上及びバリアフリー化を進めることができていると考えています。

1. 委任条例の制定・改正経緯等

条例の名称	誰にもやさしいまちづくり条例（法第 14 条第 3 項の条例は第 4 章）
URL	https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000061/1002129/1002130.html
制定年	公布：2005 年、施行：2005 年
直近の改正年	公布：2021 年、施行：2021 年
今後の改正予定	－
委任条例制定に至った理由・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別特定建築物の義務付け対象規模の引下げを行うため ・ 特定建築物の義務付けの追加及び義務付け対象規模の設定を行うため ・ 特定施設の構造及び配置に関する基準の付加を行うため ・ 地域実情に応じた建築物のバリアフリー化の指導強化のため
委任条例と自主条例との関係	・ 委任条例のみ制定

2. 委任条例の特徴

項目	該当	特徴など
特別特定建築物の義務付け対象規模の引き下げ	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の建築物を調査し、その規模を踏まえ、「すべての規模」「床面積の合計 500 ㎡以上」「床面積の合計 1,000 ㎡以上」の 3 段階に対象規模を引き下げ。他団体（東京都、横浜市）の条例も参考。 ＜対象規模の引き下げの例＞ ・ 病院又は診療所（患者の収容施設があるもの）：すべての規模 ・ 劇場・観覧場・映画館又は演芸場、物品販売業を営む店舗、飲食店、サービス業を営む店舗：床面積の合計 500 ㎡以上 ・ 集会場又は公会堂、ホテル又は旅館：床面積の合計 1,000 ㎡以上
特別特定建築物に付加する特定建築物とその規模設定	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都の条例と同様の用途の特定建築物を付加。 ・ 高齢者、障害者等の定義に子どもを加えるため、また地域に開放されるなど不特定多数の者が利用する場合もあるため、「学校」「保育所」を付加（すべての規模）。 ・ 不特定多数の人が居住する可能性があり、市民に対して住宅及び環境の整備について努力義務を課しているため、「共同住宅」を付加（床面積の合計 2,000 ㎡以上）。
建築物特定施設の構造及び配置に関する基準強化・追加	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当市では 1986 年に「国際観光都市」を宣言し、それ以降外国人観光客の誘致に積極的に取り組んでおり、観光地にある本市の特性を重視して、「ホテル又は旅館の客室」及び「浴室等」の基準を追加。 ・ 積雪寒冷地であることに配慮して、「移動等円滑化経路：直接地上へ通ずる出入口、傾斜路」の基準を追加。
500 ㎡未満の建築物に関する基準	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他団体（東京都、横浜市）の条例を参考に、500 ㎡以上と共通の基準を適用。

3. 委任条例に関連する解説・マニュアル

名称	誰にもやさしいまちづくり条例「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」第 14 条第 3 項による条例の解説～建築物移動等円滑化基準～
策定年または直近の改正年	2008 年
URL	－

委任条例以外の特徴的な取組等

1. バリアフリー促進に関する継続的な意見交換・協議の場の創出

名称	誰にもやさしいまちづくり推進会議
設置年	2005年
URL	https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000066/1002554/1007440.html
設置の目的、条例との関係等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第20条に規定 ・ 誰にもやさしいまちづくりの推進について調査審議するために設置 ・ 市民の代表者、事業者、関係行政団体等で組織し、取組みについて意見を伺い、施策や事業に反映 ・ 次に掲げる事項について、調査審議することとしている。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 推進指針に関すること。 (2) 認定証の基準に関すること。
近年の取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誰にもやさしいまちづくりの見直しについて ・ 誰にもやさしいまちづくりの現状と課題
2021年度の協議会等の開催回数	・ 1回

2. 建築物のバリアフリー情報の公表

名称	誰にもやさしいまちづくり認定制度
開始年	2006年
URL	https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000061/1002129/1002133.html
制度創設の目的、条例との関係等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第14条に規定 ・ 目的：取り組みの促進や周知、波及を図ること。 ・ ユニバーサルデザインに配慮して整備された施設やサービスを提供する事業所を条例に基づいて認定。 ・ 「認定マーク」を公募により作成し、認定した事業者の事業所内に表示。
主な対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの人が使用する施設や車両で、高齢者や障害者等が利用しやすいように配慮されているもの。 ※建築物（ハード）だけでなく、個性に合わせた「やさしさ」のあるサービス（ソフト）を提供している事業者、団体、個人等も認定。
公表制度における近年の取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直近では2022年9月にハード部門（施設整備）で6件を認定。この認定を含め、ハード部門は75件、ソフト部門は6件の合計81件を認定。 ※ソフト部門の例：大浴場の入浴対応、車椅子貸出、ユニバーサルデザイン住宅の供給等

3. その他

<「誰にもやさしいまちづくり推進指針」の策定>

- ・ 誰にもやさしいまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となるもので、目標、施策の方向、市・市民・事業者が一体となって推進するための具体的方針を示したものです。
- ・ 2006年に策定し、2022年に見直しを行い改定しました。

URL：<https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000061/1002129/index.html>

<小学生を対象とした学習資料の作成>

- ・ 小学6年生を主な対象とした学習資料を作成し、毎年市内の全小学校に配布しています。
- ・ 授業で活用いただきながら相互に支え合う心の育成を図っています。

法第 14 条第 3 項の規定に基づく委任条例の概要

制定の効果：法的拘束力（建築基準法に基づく検査済証の発行に影響）により、基準適合の実効性を確保できています。

1. 委任条例の制定・改正経緯等

条例の名称	福祉のまちづくり条例（法第 14 条第 3 項の条例は第 6 章）
URL	https://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/f-machi.html
制定年	公布：1995 年、施行：1995 年
直近の改正年	法定のバリアフリー化対象部分に「劇場等の客席」を追加 公布：2022 年 12 月、施行：2023 年 4 月 1 日
今後の改正予定	－
委任条例制定に至った理由・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別特定建築物の義務付け対象規模の引下げを行うため ・ 特定建築物の義務付けの追加及び義務付け対象規模の設定を行うため ・ 特定施設の構造及び配置に関する基準の付加を行うため ・ 自主条例では強制力がなく、実効性のあるバリアフリー整備施策となっていないため ・ 地域実情に応じた建築物のバリアフリー化の指導強化のため
委任条例と自主条例との関係	・ 委任条例と自主条例は一体（自主条例を改正し、別に定めていた委任条例と一本化）

2. 委任条例の特徴

項目	該当	特徴など
特別特定建築物の義務付け対象規模の引き下げ	あり	・ 以前から自主条例では床面積 1,000 m ² 以上を義務付け対象としていたことを踏まえ、委任条例と自主条例を一本化する際に、自主条例の義務付け対象規模と合わせて「体育館・水泳場・ポーリング場又は遊技場」「自動車停留・駐車施設」「公共用歩廊」以外の用途の対象規模を床面積の合計 1,000 m ² 以上に引き下げ。
特別特定建築物に付加する特定建築物とその規模設定	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広く府民の利用が想定されるものとして、「学校」「保育所」「自動車教習所」などを付加（床面積の合計 2,000 m²以上）。 ・ 多数の府民の利用が想定されるものとして、「事務所」「共同住宅及び寄宿舍」などを付加。（床面積の合計 3,000 m²以上）
建築物特定施設の構造及び配置に関する基準強化・追加	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定多数又は主に高齢者等が利用する施設を中心に、移動環境の整備レベルを引き上げることとし、自由な階移動を確保するためのエレベーターの設置、建築物へのアクセスを容易にするための車椅子使用者用駐車区画の設置等の基準を強化。 ・ 基礎的な生活施設である浴室等について、福祉仕様に整備するよう基準を追加。
500 m ² 未満の建築物に関する基準	なし	－

3. 委任条例に関連する解説・マニュアル

名称	京都府福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル
策定年または直近の改正年	2022 年
URL	https://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/f-machi-manual.html
名称	京都府福祉のまちづくり条例 第 19 条の規定による協議等の手引き（建築物編）
策定年または直近の改正年	2022 年 4 月
URL	https://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/documents/r4tebiki.pdf

委任条例以外の特徴的な取組等

1. その他

<福祉のまちづくり条例（自主条例）>

- ・ 自主条例では、病室を有しない診療所やホテル等の一部の用途に限定し、500 m²未満の建築物に対する緩和規定を設けています。

コラム 小規模店舗のバリアフリー化に関するガイドライン

障害者差別解消法の施行や 2020 東京オリンピック・パラリンピックの開催等を背景に、高齢者や障害者等に配慮した施設に対する需要が高まっており、用途や規模にかかわらず、建築物の新築や改修においてバリアフリー化することが強く求められています。

利用者の目線に立った建築物のバリアフリー化を一層進めるため、国土交通省では小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点を記載した「小規模店舗に係る建築設計標準」を 2021 年 3 月に取りまとめました。

URL <https://www.mlit.go.jp/common/001391551.pdf>

こんな備品や接遇があると、利用の支援や良いコミュニケーションにつながります

■ 高齢者、肢体不自由者（車椅子利用者、杖利用者、上下肢障害者等）等の利用

車椅子用可動式スロープ 貸出し用の車椅子 低いボタン位置の券売機

車椅子に通経する買い物カート 杖を立てかけるホルダー 低いボタン位置の自動販売機

■ 視覚障害者等の利用 ■ 乳幼児連れの利用

点字・漢字併記のメニュー メニューや商品名の読み上げ等 貸出し用の乳児用ベッド

■ 聴覚障害者等の利用

タブレットを活用したメニュー等 筆談紙を活用した会計・対応 手話サポートテレビ電話

障害者への合理的配慮の提供 障害者差別解消法では、会社等の事業者に対して、障害者から、社会の中にあるバリアを取り除くためのしるべき対応を必要としているとの意思が伝えられたと際に、負担が過ぎない範囲で対応することが求められています。

<より詳しいガイドラインについて>
詳細版「店舗等、接客等に関する建築物に適用される建築設計標準 令和3年3月」は、以下のURLで添付しています。
(オゾパー・内閣府、総務省、国土交通省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)
<お問い合わせ>
国土交通省 住宅局 建築指導課 TEL：03-5253-8111（代表）
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_lr_000049.html

お年寄り、車椅子を使用する方、目や耳の不自由な方、妊産婦や子ども連れの方など、様々なお客さまが利用できるよう、事業者・従業員のみならず、ハードとソフトの両面から店舗のバリアフリー化に取り組みましょう。

だれもが利用できるお店をつくらう

お店の事業者・従業員の方向け

お店に入れない、商品が見えないなど、困っているお客さまがいます。

お店に「入れない」「見えない」と困っているお客さまがいます。

計画・設計・施工

全ての店舗に共通する新築や改修の主な3つのポイント

- 1 出入口**
 - 前後に高低差なし
 - 十分な幅を確保（有効幅80cm以上）
- 2 可動幅・通路**
 - 車椅子使用者が利用できる可動幅を確保
 - 十分な通路幅を確保
- 3 車椅子利用者用トイレ**
 - 車椅子利用者やオストメイトの方が、円滑に使えるトイレの設置

店舗をより利用しやすくするソフト面の工夫をしましょう

- 4 接遇・コミュニケーションの充実**
- 5 バリアフリー情報の提供**

国土交通省

令和3年3月

飲食店舗のイメージ

■ 車椅子利用者用駐車施設

- 幅：350cm以上
- 出入口からできるだけ近い位置に設置
- 見えやすい位置に駐車誘導の標識設置

● 可動式の椅子席

- 車椅子のまま食事ができる可動式の椅子席を採算
- ローカウンター・テーブル
- 下座の高さ：65～70cm程度
- 上座の高さ：70～75cm程度
- 下座の奥行：45cm以上

● 乳幼児用設備

- 乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台等の設置（車椅子利用者用トイレ以外の場所に設置）
- 案内表示の設置

● オストメイト用設備を有するトイレ

- オストメイト（肛門肛門などを使う人）知念の設備の設置
- 出入口に案内表示の設置

● 車椅子利用者用トイレ

- 出入口
 - 有効幅：80cm以上
 - 出入口は手動式引き戸等
- 広さ等
- 原則として、内法寸法200cm以上×200cm以上、かつ幅150cmの円形が有効なスペース
- 手すり、案内表示等の設置

● 出入口

- 有効幅：80cm以上
- 自動式ガラス引き戸等
- 戸の扉側に電圧差なし（改修の場合は注意喚起）

● 敷地内の通路

- 道から出入口やインターホンまで視覚障害者誘導用ブロック等を連続して施設
- 有効幅：120cm以上
- 段差なし

● 個室又は可動式の間切りを設けた席

- 立ち寄りや食事を行うことや子ども連れの食事等の多様なニーズへの対応

● 店舗内の通路

- 有効幅：90cm以上
- 床の段差を設けない
- 溝や段差を設けずに仕上げ
- 溝や段差の解消に車椅子利用者等の転倒スペース（140cm角以上）を確保

● 会計・レジ

- 利用者から金額表示が見えるレジの設置
- 音声の案内（音声案内等）

法第14条第3項の規定に基づく委任条例の概要

制定の効果：条例に基づく協議申請及び完了検査は、特別特定建築物も含めすべて本市が行っていますが、特別特定建築物は、建築基準関係規定として指定確認検査機関においても対象施設の確認・検査が行われており、基準適合の実効性の担保につながっています。

1. 委任条例の制定・改正経緯等

条例の名称	建築物等のバリアフリーの促進に関する条例（法第14条第3項の条例は第3章）
URL	https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000024803.html
制定年	公布：2004年、施行：2004年
直近の改正年	公布：2021年、施行：2021年
今後の改正予定	—
委任条例制定に至った理由・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・特別特定建築物の義務付け対象規模の引下げを行うため ・特定建築物の義務付けの追加及び義務付け対象規模の設定を行うため ・特定施設の構造及び配置に関する基準の付加を行うため ・地域実情に応じた建築物のバリアフリー化の指導強化のため
委任条例と自主条例との関係	・委任条例と自主条例は一体（2004年にハートビル法の委任条例及び地方自治法に基づく自主条例としてバリアフリー条例を制定。2006年のバリアフリー法の施行に伴い、規定整備等の条例改正を実施）

2. 委任条例の特徴

項目	該当	特徴など
特別特定建築物の義務付け対象規模の引き下げ	あり	・2004年の委任条例化に際し、従前の要綱及び建築基準条例で設けていた規定を引き継ぎ、建築基準関係規定として従前の対象規模から後退することがないよう、「体育館・水泳場・ポーリング場又は遊技場」「自動車停留・駐車施設」以外の用途の対象規模を、床面積の合計1,000㎡以上に引き下げ。
特別特定建築物に付加する特定建築物とその規模設定	あり	・2004年の委任条例化に際し、従前の要綱及び建築基準条例で設けていた規定を引き継ぎ、委任条例において対象施設が後退することのないよう、「学校」「老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム」「事務所」「共同住宅、寄宿舍」「自動車教習所又は学習塾」を付加。
建築物特定施設の構造及び配置に関する基準強化・追加	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・2004年の委任条例化に際し、従前の要綱、建築基準条例で設けていた規定を引き継ぐために、基準を強化。（例：主たる階段の回り階段の禁止、車椅子使用者用便房の幅・奥行180cm以上・内法面積3.6㎡以上、全駐車台数に応じた車椅子使用者用駐車施設の設置義務台数の強化 など） ・2021年には、質の高い宿泊環境の整備を目指し、高齢者、障害者を含むすべての人が安心して利用できる良質な宿泊施設の充実を図るため、一般客室内部についても基準を追加。
500㎡未満の建築物に関する基準	なし	—

3. 委任条例に関連する解説・マニュアル

名称	建築物等のバリアフリーの促進に関する条例 整備マニュアル
策定年または直近の改正年	2022年
URL	https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000105360.html

委任条例以外の特徴的な取組等

1. 建築物のバリアフリー情報の公表

名称	「人にやさしいお宿情報」(宿泊施設のバリアフリーに関する情報)の公表制度
開始年	2021年
URL	https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000289023.html
制度創設の目的、条例との関係等	・高齢者や障害者をはじめ、誰もが安心して宿泊施設を利用するためには、旅行者自身が宿泊施設のバリアフリー情報を確認し、選択できる環境の整備が求められる。このため、バリアフリー条例を改正し、宿泊施設のバリアフリー情報の公表制度を創設。
主な対象建築物	・宿泊施設(ホテル、旅館及び簡易宿所)
公表制度における近年の取組概要	・2021年10月1日から、宿泊施設の建築等を行うため、バリアフリー条例による協議が必要な宿泊施設について、バリアフリーに関する情報の公表及び公表内容の届出を義務付け ・公表情報の充実を図るため、既存の宿泊施設についても公表を努力義務として、公表の働きかけを実施。

2. 建築物の設計段階における、高齢者・障害者等の意見の取り入れの制度・しくみ

制度等の名称	・みやこユニバーサルデザイン審議会 ・利用しやすい施設づくり部会
制度の開始年	2006年
URL	https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai/hokenfukushi/0000210672.html
制度創設の目的、条例との関係等	・みやこユニバーサルデザイン推進条例に基づき設置。 ・不特定多数の市民が利用する駅舎やバスターミナルの新築等に際し、市が建築主に対し、本審議会の意見を聞く場の設定に協力を求め、工事着手前に意見が反映されるよう、また、工事完了後の意見が今後の同様の案件の参考として活用されるよう働きかけるために創設。
主な対象建築物	・旅客施設
意見聴取等への参加者の概要	・建築士、大学教員、外国人、介護支援専門員団体、経済団体、各障害者団体、市民公募委員
制度の概要・特徴	・鉄道駅舎、バスターミナル等の新築事案等の設計段階における意見聴取、及び完成事案の現地検証
2021年度の実績件数	・0件

3. その他

<建築物等のバリアフリーの促進に関する条例(自主条例)>

- ・自主条例の主な対象は以下のとおりです。
 - ・1000㎡未満の学校、病院・診療所、劇場、集会場、福祉系施設等
 - ・200㎡～1000㎡未満の飲食店、物販(薬局以外)等
 - ・500㎡～2000㎡未満の学習塾、自動車教習所
 - ・500㎡以上の神社・寺院
- ・また物販店舗、飲食店等の用途で500㎡未満の小規模な建築物については、車椅子利用者用便所の設置をはじめ、道等から利用居室等までの経路に関する基準への適合が困難な場合、出入口、廊下等及び敷地内の通路の幅員の緩和規定を設け、実情に即した基準としています。

法第 14 条第 3 項の規定に基づく委任条例の概要

制定の効果：地域の実情に応じたバリアフリー化を推進できています。

1. 委任条例の制定・改正経緯等

条例の名称	福祉のまちづくり条例（法第 14 条第 3 項の条例は第 3 章）
URL	https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1787/00041172/jourei_R3.10.1.pdf
制定年	公布：2009 年、施行：2009 年
直近の改正年	公布：2022 年、施行：2022 年
今後の改正予定	—
委任条例制定に至った理由・経緯	・国の法改正に合わせて制定
委任条例と自主条例との関係	・委任条例と自主条例は一体（自主条例を改正し、新たに委任規定を追加）

2. 委任条例の特徴

項目	該当	特徴など
特別特定建築物の義務付け対象規模の引き下げ	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・公共性が高く不特定多数利用の見込まれる「公立小学校等又は特別支援学校」「博物館、美術館又は図書館」「児童福祉施設その他」などについて、全ての規模を対象とするよう引き下げ。 ・不特定多数の者が日常生活でよく利用する「物品販売業を営む店舗」「飲食店」「サービス業を営む店舗」については、床面積の合計 200 m²以上に対象規模を引き下げ。
特別特定建築物に付加する特定建築物とその規模設定	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者を含め、誰にも入居の機会を確保し、暮らしやすくするため「共同住宅」を付加（床面積の合計 2,000 m²以上又は 20 戸以上）。 ・公共性が高く不特定多数利用の見込まれる「学校」について、全ての規模を対象とするよう引き下げ。
建築物特定施設の構造及び配置に関する基準強化・追加	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、老人ホーム、児童厚生施設などにおける廊下について、手すり設置の基準を追加。 ・段、傾斜路のある部分の下端に近接する踊り場について、視覚障害者に対し警告を行う点状ブロック等の敷設基準を追加。 ・エスカレーターを任意で設置する際の基準を追加。 ・規模、用途に応じたベビーチェアやベビーベット設置の基準を追加。
500 m ² 未満の建築物に関する基準	なし	—

3. 委任条例に関連する解説・マニュアル

名称	福祉のまちづくり条例逐条解説
策定年または直近の改正年	2022 年
URL	https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/chikujo-kaisetsuh27.html
名称	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン
策定年または直近の改正年	2020 年
URL	https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/guideline.html

委任条例以外の特徴的な取組等

1. バリアフリー促進に関する継続的な意見交換・協議の場の創出

名称	福祉のまちづくり審議会
設置年	2012年
URL	https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/iinkai-gaiyou.html
設置の目的、条例との関係等	・大阪府福祉のまちづくり条例に基づく福祉のまちづくりの推進についての重要事項の調査審議に関する事務を実施。
近年の取組の概要	－
2021年度の協議会等の開催回数	・1回

2. 建築物のバリアフリー情報の公表

名称	バリアフリー情報公表制度
開始年	2020年9月
URL	https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/hotel_jyoho/index.html
制度創設の目的、条例との関係等	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等がホテル等のハード・ソフトのバリアフリー情報を事前に把握し、宿泊先を選択できるよう、ホテル事業者に対してそれらの情報の公表を促進していくことが重要であるため。 ・条例第33条から39条に規定。
主な対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・府条例21条の規定の適用を受けるホテル又は旅館の営業を営む者 ・府条例21条の適用を受けないホテル又は旅館の営業を営む者（努力義務）
公表制度における近年の取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・万博の開催や大阪が目指すSDGs先進都市の理念を踏まえ、高齢者や障害者を含む多くの人々が自らの意思で宿泊先を選択でき、安心して宿泊できるよう、既設のホテル等のバリアフリー情報の公表を早期に推進していく必要があるため「ホテル等におけるバリアフリー情報公表推進業務」を2021年、2022年に実施。 ・ホテル等の営業者に事前アンケートを行い、公表意向のあるホテルを対象に現地調査を実施しバリアフリー情報の公表を推進。

<大阪府HPにおけるホテル等のハード・ソフトのバリアフリー情報公表のイメージ>

	駐車場	道等から主たる出入口までの経路	主たる出入口からの経路	車椅子利用者用駐車施設	主たる出入口の戸の構造	案内所及び案内設備 (主たる出入口からの経路)	エレベーター	共用部分の便所	共用部分の浴室等	子育て支援設備	客室	設備又は貸出	コミュニケーションサービス	案内等サービス
施設名：・														
住所：														
ホームページ：														

法第14条第3項の規定に基づく委任条例の概要

制定の効果：委任規定を設けたことにより、基準適合の実効性が担保できていると認識しています。

1. 委任条例の制定・改正経緯等

条例の名称	福祉のまちづくり条例 (法第14条第3項の条例は、第3章第1節第24条の3～第24条の6)
URL	https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/201209_renewal/jourei2.html
制定年	公布：2010年、施行：2011年
直近の改正年	公布：2021年、施行：2022年
今後の改正予定	—
委任条例制定に至った理由・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・特別特定建築物の義務付け対象規模の引下げを行うため ・特定建築物の義務付けの追加及び義務付け対象規模の設定を行うため ・特定施設の構造及び配置に関する基準の付加を行うため ・自主条例では強制力がなく、実効性のあるバリアフリー整備施策となっていないため ・地域実情に応じた建築物のバリアフリー化の指導強化のため
委任条例と自主条例との関係	・委任条例と自主条例は一体（自主条例を改正し、新たに委任規定を追加）

2. 委任条例の特徴

項目	該当	特徴など
特別特定建築物の義務付け対象規模の引き下げ	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・自主条例（1992年制定）の対象施設と整合するよう、対象規模を引き下げ。 ＜対象規模の引き下げの例＞ ・病院又は診療所、劇場・観覧場・映画館・演芸場、銀行・質屋：すべての規模 ・物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、飲食店、サービス業を営む店舗（銀行・質屋を除く）：床面積の合計100㎡以上
特別特定建築物に付加する特定建築物とその規模設定	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・自主条例（1992年制定）の対象施設と整合するよう付加。 ＜付加した特定建築物とその規模設定の例＞ ・学校、運動施設：すべての規模 ・共同住宅：床面積の合計2,000㎡以上又は21戸以上 ・事務所、工場：床面積の合計3,000㎡以上
建築物特定施設の構造及び配置に関する基準強化・追加	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・自主条例（1992年制定）の整備基準と整合するよう基準を強化・追加。
500㎡未満の建築物に関する基準	なし	—

3. 委任条例に関連する解説・マニュアル

名称	福祉のまちづくり条例逐条解説（特定施設整備編）
策定年または直近の改正年	2022年
URL	https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/201209_renewal/todokede_kenchikukakunin2.html
名称	福祉のまちづくり条例施設整備・管理運営の手引き
策定年または直近の改正年	2019年
URL	https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/shisetsuseibi-kanriuneinotebiki.html
名称	福祉のまちづくり条例の運用に関するQ&A（特定施設整備編）
策定年または直近の改正年	2020年
URL	https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/201209_renewal/documents/qanda_200701.pdf

委任条例以外の特徴的な取組等

1. 建築物のバリアフリー情報の公表

名称	バリアフリー情報の公表制度
開始年	2010年
URL	https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/201209_renewal/bf_information.html
制度創設の目的、条例との関係等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者等が施設利用に先立ち、当該施設のバリアフリー情報の容易な入手を可能とする仕組みが必要だったため。 ・ 条例において義務付け。
主な対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示場、物販店、遊技場、公衆浴場、飲食店、理髪店、クリーニング取次店、病院等、劇場等、体育館等の運動施設、図書館等、銀行等、地下街等、ホテル等、官公署、公共の交通機関の施設ほか
公表制度における近年の取組概要	2022年度（4月1日施行）より、ホテル・旅館について、公表義務の対象となる施設規模と公表すべき内容を変更（追加）

2. 建築物の設計段階における、高齢者・障害者等の意見の取り入れの制度・しくみ

制度等の名称	チェック&アドバイス制度
制度の開始年	2010年
URL	https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/201209_renewal/check_and_advice.html
制度創設の目的、条例との関係等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者や高齢者を含むあらゆる人が社会活動に参加でき、ともに支え合う社会づくりが必要。バリアフリー整備に際して、障害者等の利用者目線でチェックする仕組みを創設。 ・ 条例において規定。
主な対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に規定する特定施設
意見聴取等への参加者の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉のまちづくりアドバイザー（建築・福祉の専門家、車椅子使用者、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者ほか）、申請者（特定施設の所有者等）、申請関係者（設計事務所等）、事務局（県）
制度の概要・特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者からの求めに応じ、県が利用者の立場に立って施設の点検・助言を行う福祉のまちづくりアドバイザーをあっせんし、アドバイザーが点検・助言を実施。
2021年度の実績件数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 15件

<チェック&アドバイス当日の主な流れ>

オリエンテーション

自己紹介、施設の概要説明、重点チェック項目の確認等



現地での点検・助言 (新築計画の場合は図面)

実際に利用するルートに沿って、一連の動作を点検



意見交換

点検箇所ごとに各アドバイザーの視点から助言



法第 14 条第 3 項の規定に基づく委任条例の概要

制定の効果：大規模建築物のみならず、小規模な物販店、飲食店等においてもバリアフリー化が促進され、県内の利用者をはじめとし、他県からの来訪者からも「バリアフリー設備が充実しているため、安心して滞在できる」等のご意見をいただくなど、着実に福祉のまちづくりが推進されています。

1. 委任条例の制定・改正経緯等

条例の名称	福祉のまちづくり条例（法第 14 条第 3 項の条例は第 3 章）
URL	https://www.pref.tottori.lg.jp/81585.htm
制定年	公布：2008 年、施行：2008 年
直近の改正年	公布：2022 年、施行：2022 年
今後の改正予定	劇場等の客席に関する基準を、独自基準から委任条例の基準に変更 公布：2023 年 6 月予定、施行：2024 年 1 月予定
委任条例制定に至った理由・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主条例では強制力がなく、実効性のあるバリアフリー整備施策となっていないため ・ 地域実情に応じた建築物のバリアフリー化の指導強化のため
委任条例と自主条例との関係	・ 自主条例を委任条例に全部改正（法に基づく基準にできない基準は、条例独自の整備基準として残している。）

2. 委任条例の特徴

項目	該当	特徴など
特別特定建築物の義務付け対象規模の引き下げ	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独自条例においてバリアフリー整備を求めている用途・規模の建築物が、委任条例に改正した後も同じ水準でのバリアフリー整備を維持するため、原則として全ての規模を対象とするよう引き下げ。 ・ 施設利用者（高齢者、障害者等）及び施設提供者で構成する検討委員会を開催し、バリアフリー整備に係る多様な意見を特別特定建築物の用途追加、対象規模の引き下げ、バリアフリー基準の付加に反映しているほか、条例の改正施行から 5 年毎にバリアフリー化の進捗状況等を踏まえて条例を見直すようにしたことが特徴。
特別特定建築物に付加する特定建築物とその規模設定	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会を開催して、高齢者、障害者の利便性向上と施設提供者の整備費用等を考慮して、バリアフリー化を推進するべき用途、規模と判断した建築物を追加。 ・ 多様な生徒の学習の場である高等学校及び各種学校等のバリアフリー化を促進するものとして「学校（全ての規模）」を付加。 ・ 高齢者、障害者が安心して生活できる住宅の供給を進めるものとして「共同住宅（全ての規模）」を追加
建築物特定施設の構造及び配置に関する基準強化・追加	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホテル又は旅館では、車椅子使用者用客室の設置数基準を引き下げると共に、聴覚障害者に災害情報を迅速に伝達できる設備を設置した客室の整備の基準を追加。 ・ 劇場等の車椅子使用者用客席について、法施行規則の改正を受け、施設規模に応じた整備数や客席までの経路のバリアフリー化の基準を追加（2023 年 6 月議会で条例を改正）。 ・ 視覚障害者の 7 割を占めるといわれる弱視者への配慮基準を設け、必要な照度を確保、色のコントラストに関する基準等を追加。 ・ 雨天を考慮し、建築物の屋外出入口に庇等の設置の基準を追加。 ・ 車椅子使用者用便房の適正利用を図るため、一定規模以上の建築物にはバリアフリースイートイレに集中しがちなトイレ機能について、男女トイレに分散配置の基準を追加。 ・ 一定規模以上の建築物に対して、車椅子使用者用駐車施設の屋根の設置の基準を追加。
500 m ² 未満の建築物に関する基準	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2008 年に条例改正したときから、500 m²未満の建築物にもバリアフリー整備を義務付け

3. 委任条例に関連する解説・マニュアル

名称	福祉のまちづくり施設整備マニュアル
策定年または直近の改正年	2016年（2023年3月改正予定）
URL	https://www.pref.tottori.lg.jp/81585.htm

委任条例以外の特徴的な取組等

1. バリアフリー促進に関する継続的な意見交換・協議の場の創出

名称	福祉のまちづくり推進協議会
設置年	—
URL	https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=69795
設置の目的、条例との関係等	・ 県、市町村、事業者及び県民が一体になって鳥取県福祉のまちづくり条例を実効あるものとする。こと。（条例に規定はない）
近年の取組の概要	・ 大規模施設の整備時に委員より整備方法に対して意見を聴取。 ・ 福祉のまちづくり条例改正検討にあたり、福祉のまちづくり推進協議会整備基準専門委員会を立ち上げ、条例案について検討。
2021年度の実績回数	・ 福祉のまちづくり推進協議会 2回 ・ 福祉のまちづくり推進協議会整備基準専門委員会 3回

2. 建築物のバリアフリー情報の公表

名称	とっとりUDマップ
開始年	2005年（2023年3月リニューアル）
URL	https://tottori-udmap.elg-front.jp/udmap/
制度創設の目的、条例との関係等	・ 条例第9条により、インターネット等によるバリアフリー情報の提供について規定（バリアフリーマップにより公表）。
主な対象建築物	・ 特になし（事業者の求めに応じて掲載）。
公表制度における近年の取組概要	・ 2022年条例改正に併せて、バリアフリーマップを全部改定し、施設情報のバリアフリー情報のほか、子育て割引情報、高齢者割引情報、障害者割引情報を掲載予定。

3. 建築物の設計段階における、高齢者・障害者等の意見の取り入れの制度・しくみ

名称	県有施設の整備に係る福祉団体との意見交換会
制度の開始年	不明
URL	なし
制度創設の目的、条例との関係等	・ 県有施設に利用者の意見を的確に反映させること（条例規定なし）
主な対象建築物	・ 大規模県有施設（新築、既存問わず）
意見聴取等への参加者の概要	・ 福祉のまちづくり推進協議会参加団体（14団体）
制度の概要・特徴	・ 大規模県有施設の計画時に、当該制度を活用し利用者の細かな意見を取り入れ
2021年度の実績件数	・ 2件（県立青谷上寺地遺跡ガイダンス棟新築、県立美術館新築）
名称	とっとりUDアドバイザー登録派遣制度
制度の開始年	2022年
URL	https://www.pref.tottori.lg.jp/308103.htm
制度創設の目的、条例との関係等	・ 施設に利用者の意見を的確に反映させること（条例第30条）
主な対象建築物	・ 特別特定建築物（新築、既存問わず）
意見聴取等への参加者の概要	・ 県が開催するUDアドバイザー養成講習会に参加した、利用者及び専門家アドバイザー
制度の概要・特徴	・ 公共民間施設、施設の規模に関わらず、事業者の要望に応じてアドバイザーを県が派遣
2021年度の実績件数	—

コラム バリアフリー環境整備促進事業を活用した建築物のバリアフリー改修の支援

2022年度から、バリアフリー法に基づく条例を策定した区域では、本事業を活用して小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援することが可能になりました。

例えば、鳥取県ではこれまでも「鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金」により、バリアフリー基準に適合する建築物の整備を支援してきましたが、国のバリアフリー環境整備促進事業の補助対象地域と交付対象の拡充を受け、鳥取県及び県内市町村で協調し独自に行っていた当該補助について、国費を充当し事業を実施しています。

パンフレット URL

https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1284742/R04_hukumatihojyokin%EF%BC%93.pdf

■鳥取県 福祉のまちづくり推進事業補助金リーフレット



飲食店・商業施設等の新築・改修をお考えの事業者さまへ

「たてももの」を「バリアフリー化」しませんか？

令和4年度

鳥取県福祉のまちづくり 推進事業補助金

福祉のまちづくり推進事業補助金は、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例のバリアフリー基準等に基づき、施設のバリアフリー整備を行う費用の一部を助成する補助金です。

県は、お年寄りや障がいを持つ方、妊婦やお子様連れの方等が社会生活を送る上で“バリア”となるものを取り除くことで、誰もが安心して利用できる施設の普及を図り、福祉のまちづくりを推進しています。

商業施設をバリアフリー改修する場合(※1)

(※1) 補助対象上乗額に特別特定建築物の補助率2/3を乗じた金額を示しており、補助額は、対象建築物、補助対象上乗額、事業内容及び補助率により異なります。

バリアフリースイールの設置 [最大] 366万円	エレベーターの改修 [最大] 1466万円	玄関のバリアフリー改修 [最大] 366万円
車いす駐車場の屋根の設置 [最大] 146万円	オストメイト用設備の設置 [最大] 73万円	提案型バリアフリー改修 [最大] 33万円



■鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金 補助の要件

1. 補助の要件

補助の対象となるのはバリアフリーマップに登録する「**特定建築物**」と「**特別特定建築物**」です。

- バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例に定める**特定建築物**又は**特別特定建築物**であること
- バリアフリーマップ（県が提供するバリアフリー施設情報を掲載した電子地図）へ施設の登録申請をすること
- **新築、増築、改築**（以下、「**新築等**」という）を行う部分がバリアフリー基準に適合すること
- **改修、用途変更**（以下、「**改修等**」という）を行う部分がバリアフリー基準に適合すること
- 2000㎡以上の**特別特定建築物の新築**のうち、◎が付いている建物用途は補助対象外
- 分譲マンションなど、区分所有権の対象となる部分を有する**共同住宅**は補助対象外

法第 14 条第 3 項の規定に基づく委任条例の概要

制定の効果：条例に適合した建築物に適合証を発行することで対外的なPRにつながるほか、バリアフリー化の推進がなされています。

1. 委任条例の制定・改正経緯等

条例の名称	ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例 (法第 14 条第 3 項の条例は第 7 章)
URL	https://reiki.pref.tokushima.lg.jp/reiki_honbun/o001RG00001344.html
制定年	公布：2007 年、施行：2007 年
直近の改正年	公布：2021 年、施行：2021 年
今後の改正予定	－
委任条例制定に至った理由・経緯	・ 特別特定建築物の義務付け対象規模の引下げを行うため ・ 特定建築物の義務付けの追加及び義務付け対象規模の設定を行うため
委任条例と自主条例との関係	・ 委任条例と自主条例は一体（自主条例を改正し、新たに委任規定を追加）

2. 委任条例の特徴

項目	該当	特徴など
特別特定建築物の義務付け対象規模の引き下げ	あり	・ 県内公益施設について床面積の合計 2,000 ㎡未満のものが多く、法の実効性を持たせるため、「公立小学校等又は特別支援学校」「病院又は診療所」「官公署」「老人ホームその他」「老人福祉センター・身障者福祉センター」「体育館・水泳場」「博物館・美術館又は図書館」の対象規模を床面積の合計 1,000 ㎡以上に引き下げ。
特別特定建築物に付加する特定建築物とその規模設定	あり	・ 一定規模以上の床面積を有することが多いことから、小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・大学・高等専門学校などの「学校」を付加（床面積の合計 1,000 ㎡以上）。
建築物特定施設の構造及び配置に関する基準強化・追加	なし	－
500 ㎡未満の建築物に関する基準	なし	－

3. 委任条例に関連する解説・マニュアル

名称	とくしまユニバーサルデザイン推進マニュアル
策定年または直近の改正年	2021 年（改正）
URL	https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/chihososei/2008022600015/

法第 14 条第 3 項の規定に基づく委任条例の概要

制定の効果：全国よりも早いペースで高齢化が進む本県において、多数の高齢者、障害者等が利用する用途である施設について、特定建築物の義務付け対象規模の引き下げを行い、また、災害が頻発する中で避難場所となりうる小学校等を法改正以前から特別特定建築物に付加する特定建築物に追加するなど、地域の実情に応じたバリアフリー化を推進できています。

1. 委任条例の制定・改正経緯等

条例の名称	高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例 (法第 14 条第 3 項の条例は第 5 章)
URL	https://www.g-reiki.net/kumamoto/act/frame/frame110000571.htm
制定年	公布：2004 年、施行：2004 年
直近の改正年	公布：2022 年、施行：2022 年
今後の改正予定	—
委任条例制定に至った理由・経緯	・特別特定建築物の義務付け対象規模の引き下げを行うため ・特定建築物の義務付けの追加及び義務付け対象規模の設定を行うため
委任条例と自主条例との関係	・委任条例と自主条例は一体（自主条例を改正し、新たに委任規定を追加）

2. 委任条例の特徴

項目	該当	特徴など
特別特定建築物の義務付け対象規模の引き下げ	あり	・建築主が主として公共団体等である用途、多数の高齢者、障害者等が利用する用途である「特別支援学校」「病院又は診療所」「官公署」「老人ホーム・福祉ホーム」「老人福祉センターその他」「体育館・水泳場」「博物館・美術館又は図書館」の対象規模を床面積の合計 1,000 m ² 以上に引き下げ。
特別特定建築物に付加する特定建築物とその規模設定	あり	・公立小学校等を除く小学校等を付加（床面積の合計 2,000 m ² 以上）
建築物特定施設の構造及び配置に関する基準強化・追加	なし	—
500 m ² 未満の建築物に関する基準	なし	—

委任条例以外の特徴的な取組等

1. バリアフリー促進に関する継続的な意見交換・協議の場の創出

名称	くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会
設置年	1993 年
URL	—
設置の目的、条例との関係等	・条例の理念に基づき、行政、事業者、県民が一体となってさまざまな障壁を除去していく取組みを総合的に推進するため、協議会を設置。
近年の取組の概要	・条例に掲げる基本方針に基づく施策を計画的に実施するとともに、熊本地震からの復旧・復興において、早い段階からやさしいまちづくりの視点を導入するため、2017 年度に「熊本県やさしいまちづくり推進指針」を策定。
2021 年度の協議会等の開催回数	・1 回

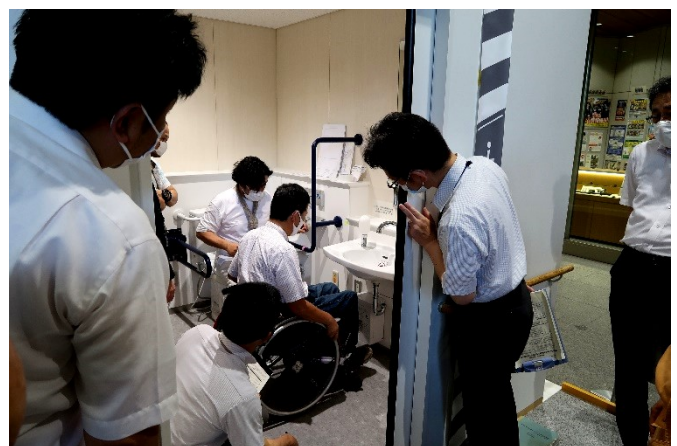
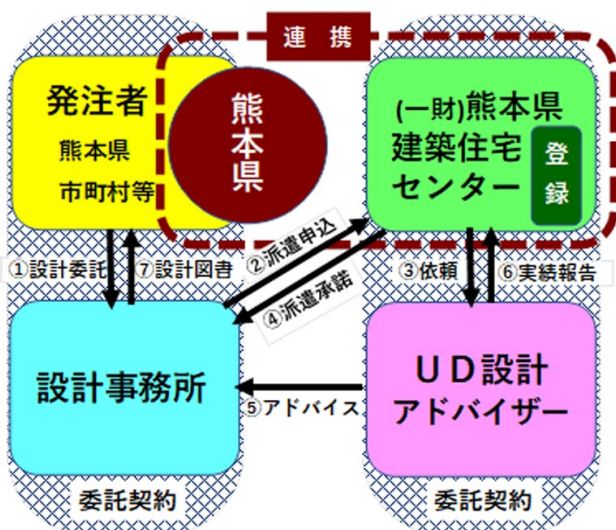
2. 建築物のバリアフリー情報の公表

名称	おでかけ安心トイレ普及事業
開始年	2011年
URL	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/27/51296.html
制度創設の目的、条例との関係等	・高齢者、障害者、乳幼児連れの方など誰もが、トイレの心配をすることなく外出できるよう公開。
主な対象建築物	・県内にある公共施設や民間施設等で、(1)車椅子対応トイレ、(2)オストメイト対応トイレ、(3)おむつ交換台付きトイレの3種のいずれかの設備を有する施設で、施設の利用者以外も当該トイレを利用可能な施設を有し、協力施設として登録申込みがあった施設
公表制度における近年の取組概要	・2012年4月1日に公開をはじめ、協力施設には設置している設備に応じたステッカーを配布。

3. 建築物の設計段階における、高齢者・障害者等の意見の取り入れの制度・しくみ

制度等の名称	UD設計アドバイザー制度 (熊本県と(一財)熊本県建築住宅センターの協働事業)
制度の開始年	2013年
URL	https://bit.ly/3WqoBlw
制度創設の目的、条例との関係等	・目的：地方公共団体等が整備する建築物その他公共性の高い建築物等に関する設計委託等に対して専門性の高いアドバイザーの派遣等の事業を行うことにより、公共予算執行の適正化等を支援し、もって質の高い公共建築物等の整備促進に資すること。
主な対象建築物	・地方公共団体又は公益法人が整備する建築物 ・国または熊本県からの補助金交付等を受けて整備される建築物 等
意見聴取等への参加者の概要	・UD設計アドバイザー（学識経験者、UDに関する指導的な取り組み経験及び実績を有する者）等
制度の概要・特徴	・UD設計アドバイザーや障害者から直接助言を受けることができる。
2021年度の実績件数	・1件

<UD設計アドバイザー制度>



モックアップ(実物大模型)でのUD検証

図の出典：熊本県建築住宅センター

法第 14 条第 3 項の規定に基づく委任条例の概要

制定の効果：地域の実情に応じたバリアフリー化を推進できています。

1. 委任条例の制定・改正経緯等

条例の名称	福祉のまちづくり条例（法第 14 条第 3 項の条例は第 3 章の 2）
URL	https://www.pref.oita.jp/soshiki/12000/fuku-machi-jourei-a.html
制定年	公布：2011 年、施行：2012 年
直近の改正年	－
今後の改正予定	－
委任条例制定に至った理由・経緯	・ 特別特定建築物の義務付け対象規模の引下げを行うため
委任条例と自主条例との関係	・ 自主条例（1995 年制定）を改正し、新たに委任規定を追加 ・ 委任条例と自主条例は一体

2. 委任条例の特徴

項目	該当	特徴など
特別特定建築物の義務付け対象規模の引き下げ	あり	・ 大分県福祉のまちづくり協議会において協議し、大分県福祉のまちづくり条例施行規則に規定していた指示対象特定施設の基準及び他県状況を参考として、「公立小学校等・特別支援学校」「病院又は診療所」「官公署」「老人ホームその他」「老人福祉センターその他」「体育館・水泳場・ボーリング場又は遊技場」「博物館・美術館又は図書館」の対象規模を床面積の合計 1,000 m ² 以上に引き下げ。
特別特定建築物に付加する特定建築物とその規模設定	なし	－
建築物特定施設の構造及び配置に関する基準強化・追加	なし	－
500 m ² 未満の建築物に関する基準	なし	－

3. 委任条例に関連する解説・マニュアル

名称	福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（建築物編）
策定年または直近の改正年	2012 年
URL	https://www.pref.oita.jp/soshiki/12000/fuku-machi-jourei-a.html
名称	福祉のまちづくり条例 Q & A（建築物）
策定年または直近の改正年	2013 年
URL	https://www.pref.oita.jp/soshiki/12000/fuku-machi-jourei-a.html

委任条例以外の特徴的な取組等

1. バリアフリー促進に関する継続的な意見交換・協議の場の創出

名称	福祉のまちづくり推進協議会
設置年	2003 年
URL	https://www.pref.oita.jp/soshiki/12000/fukumachi-kyogikai-r3.html
設置の目的、条例との関係等	・ 大分県福祉のまちづくり条例の理念に基づき、高齢者や障害者を含むすべての県民が、自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することのできる福祉のまちづくりを推進するために設置。
近年の取組の概要	・ ー
2021 年度の協議会等の開催回数	・ 1 回

建築物のバリアフリー化のための
地方公共団体の条例・取組事例集

2023(令和5)年 3月

【発行】

国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当） 付

【作成協力】

(株)市浦ハウジング&プランニング